

1. 令和6年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和6年3月11日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	7 番	森 藤 文 男
8 番	原 喜与美	9 番	野 田 勝 彦
10 番	山 川 直 保	11 番	田 中 やすひさ
12 番	森 喜 人	13 番	田 代 はつ江
14 番	兼 山 悌 孝	15 番	尾 村 忠 雄
16 番	渡 辺 友 三	17 番	清 水 敏 夫
18 番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6 番 三 島 一 貴

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信

国保白鳥病院事務局長

蓑 島 康 史

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

齋 藤 貴 代

議会事務局

議会総務課長

松 山 由 佳

議会事務局
議会総務課
係 長

三 島 栄 志

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の欠席議員は、6番 三島一貴議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山川直保議員、11番 田中やすひさ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 長 岡 文 男 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） どうも皆さん、おはようございます。

今日は冒頭に、令和6年1月1日に石川県の能登地方を震源とする地震が発生をいたしました。亡くなられた方々には、衷心からお悔やみを申し上げたいと思っております。また、被災された方々にお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

私、学生時代に、この能登半島を徒歩して旅をいたしました。もう何十年も昔のことではありますが、そうしたときの思い出も深く、能登で出会った、素朴で優しい方々の、そうした方々のことを思いますと、非常にいたたまれない、そんな気持ちになっております。

また、東日本大震災直後におきましては、岐阜県市長会職員として、岐阜県各市の現地への職員

派遣の事務に関わらせていただきました。当時、岐阜県市長会長、日置市長が会長でございました。何度か私も御一緒に被災地、特に釜石市を中心とする現地に赴きましたし、災害の甚大さ、復興の難しさ、そういったものを本当に体全体で、そういったことを感じてきたということでございます。

私たちは改めて、こうした災害に対する対策、準備、そういったものに一層の取組をしていかなければならないと、強く感じておるところでございます。

さて、今回の一般質問でございますけれども、この4年間で一番くじを引いたのは、今回初めてであります。二番くじというのは3回ぐらいあったと思いますけれども、この一番、イロハのイ、イの一番でございます。

また、家を建てるときに最初に建てる柱の位置につきましては、横方向にはイロハニホヘト、縦方向には漢数字の一、二、三、四、そういった番号を振りますので、基礎工事が終わって真っ先に建てる柱がイの一という柱であるそうであります。

私も、この春から一番くじを引きまして、ちょっと縁起がいいような、そんな気もしておりますけれども、今回、私はこの4年間で、今まで15回、全ての定例会におきまして一般質問を行ってまいりました。

大項目では27項目ほど、小項目では50項目ほど質問してまいりました。特にその中で市の対策や事業に結びついていったもの、それから検討されているものもありますけれども、今回は私の質問に検討されているものの取組状況や事業の進捗状況につきまして、そうした在り方、考え方をお聞きをしていきたいと思っております。

さて、最初の質問であります。これは令和2年6月の議会で行いました、市内高等学校通学費等の助成事業についてであります。

この市内の高等学校に通学されている方だけへの助成制度、市外の高校に通われている方、そうした市民にとって非常に不公平感があるのではないかとと思われる、この制度について、以前の回答で、補助金の効果を見極めながら、見極めていかなければならないこと、今後議論を詰めて対応を検討していきたいと答弁がございました。今現在、市としてどのように見極められているのでしょうか。

私が質問しましてから4年近くがたちました。当時入学した高校生たちは、もう既に卒業しております。随分と長い時間がたっておるわけです。どのように対応を検討されたのか、お伺いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、御回答させていただきます。

御質問の補助金制度につきましては、市内の県立高等学校2校の存続を主とした目的として、平

成30年度から開始した事業で、今年度末で6年経過いたします。

最初に、市内の中学校卒業後の2校に進学した割合は、平成28年度卒業生は75.5%、制度開始後初めて進学率が反映されることとなります平成30年度は74.9%、制度が浸透した令和2年度は78.8%、その後、また減少傾向に転じ、令和6年1月11日現在の進路希望調査では、令和5年度卒業見込みで67.7%になりました。

この要因につきましては、通信制高等学校への進学など、多様な学び場として選択肢が広がっていることも減少の一因と考えております。

検討内容といたしましては、最初に市外の高等学校へ通う生徒も対象に拡大した場合を試算しました。

現行の補助金算定につきましては、一月当たりの通学定期券代から8,000円を控除した残りの額の2分の1を補助し、特別補助として保護者負担額が一月当たり1万2,000円を超える場合は、これを超えた全額を補助しております。

この制度を適用したまま拡大しますと、かなりの金額が必要となることから、現状通学定期代として、市内で一番高額な金額が一月当たり2万9,930円であることから、上限を3万円として、通常補助分と特別補助分を含めた一月当たりの補助金額を1万8,000円として試算いたしました。

郡上市内から市外へ公共交通機関を利用して通学可能な10校、生徒数は約100人でしたので、補助金上限額1万8,000円に12か月分を乗じた補助金額は2,200万円になり、市内2校分と合わせた総事業費は約4,100万円で、来年度に予算計上させていただいた金額の倍以上となりました。

課題につきましては、事業の増は、事業費の増につきましては別として、次の3点がございます。

1点目は、高校生通学費補助金以外にも、高校生の寮、下宿費補助金があり、市外の高等学校の寮生にも、同様に事業の拡大が必要となりますこと。

2点目につきましては、拡大となった場合、高速バス等の市外業者からは、保護者に成り代わっての補助金申請の協力は難しいこと。また、私立の高等学校において、自校でバスを運行する学校の保護者負担もあり、さらなる検討が必要になること。

3点目は、事業目的が市内の県立高等学校2校の存続を主とした目的であり、市外の高等学校まで拡大した場合、子育て支援施策の色が色濃くなりますし、市内の県立高等学校へ進学する割合は、さらに悪化するおそれがあります。

このようなことから、事業当初の目的や拡大した場合の課題等を踏まえまして、現状維持として、令和6年度予算に計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 現状を拡大しようという話は、そちらの考えだと思っんです。現状を拡大する

必要はないですけども、対策を考えていただきたいということですんで、このまま不公平感を続けるのは、あまり好ましくないと思っております。

この制度の目的が薄くなると子育て支援、そういったことのほうが色が濃くなるという言い方をされましたけれども、色が濃くなったっていいじゃないですか。子育てに関係すること、その1点、一つのことに限った考え方でなくて、もっと広げていけばいいと思いますし、予算のことは十分理解しておりますけれども、この不公平感を何とかしてほしいという話をしておるわけですので、その点を十分に考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。避難所の環境改善についてでございます。

これ災害対策の中の一つでありますし、コロナ禍において一定程度の環境改善が行われたと理解しております。指定避難所等における洋式トイレ化、それからパーティションの設置、あるいは段ボールベッド等の配置、そういったものを含めまして、今後どのような対策を進められるのか、お伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それではお答えします。

避難所におきます対策備品につきましては、過去の震災でありますとか、実際に市に被害をもたらしました平成30年、あるいは令和2年の豪雨、またコロナ禍を受けまして、都度必要な整備を図ってまいりました。

御質問のパーティションにつきましては、簡易なテント型のものを200個、段ボールベッドは320個、段ボールの間仕切りは500個を整備しております。

避難所を生活拠点とせざるを得ない状況を想定した場合、まず空間の確保が必要ですので、これらを用いるとともに、停電時の電源確保用に発電機やLED投光器、あるいは石油ストーブなども整備し、これらは人口規模において地域に配布しております。

トイレの洋式化につきましては、避難所は主に学校の体育館ですけども、もともと洋式化されていない学校がございましたので、生徒児童の利便性向上のために、令和2年度から2か年でトイレの洋式化を図り、全ての体育館の男女トイレにそれぞれ洋式トイレを1基以上整備したので、避難所環境の改善は着実に進んでいるものと考えております。

今後の対策につきましては、まず避難所環境については、今後新たに建て替え等で建設される施設については、建設時に防災機能を付与することを関係機関と協議検討してまいります。

実例としまして、大和小学校、新しく建てましたところには、新設した体育館内に防災倉庫、また駐車場内にはマンホールトイレ9基を設置しました。

あと先ほど説明した避難所備品に関しては、市で全ての需要を対応することは、費用だけでなく、保管場所の確保も難しいと考えておりますので、自助による備蓄推進の啓発、また公助にあつては、

補助制度を活用いただくなど、市民の備蓄率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、市の備蓄不足に備えまして、発災時に必要な備品や食料品、日用品を購入するよう、ホームセンターなどとも協定を締結しておりますので、随時協定を確認し、必要に応じて拡大も図り、複合的な対策を検討してまいります。

また、今般の能登半島地震には、市から避難所支援等、多くの職員、常時職員を派遣しておりますけれども、そこから得られる知見も参考に対策を検討したいと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。避難所のそうした対策については、かなり前向きにいろいろ御準備をされているように理解をさせていただきました。新設の施設には、当然、そういったものを当初からいろいろつくられるということは当然だと思いますけれども、市内のいろんな施設、避難所含めまして施設、かなり老朽化が進んでおるところもあろうかと思います。そういったところをいろいろもう少し手を入れてほしいということがございます。

最近の被災地の避難所の状況を、郡上市に限らず見ておりますと、各学校の体育館から、また校舎まで、そういったことを使用されている、そういったことが非常に多く見受けられるわけであります。

特に、トイレの使用について苦勞しているお話もお聞きをいたします。今、学校のトイレも、洋式化が少しずつですが、進められておりますが、まだまだ学校の中、体育館、そういったところの洋式トイレの設置数はまだ低いと思います。

計画的にということではあろうかと思いますが、どうかそういった身近な避難所となるべく、そういった施設、そういったものについて、トイレの洋式化をはじめまして、そういった整備をもう少しスピード感を持って取り組んでいただきたい、そのように思っております。

また、この南海トラフも、ここ10年以内というようなことも予測がされておるわけですので、何とか早い時期に手を打っていただきたい、そのように思っております。

次の質問でございます。スポーツ観戦のための取組についてであります。

スポーツ振興の一つには、専門的な選手の育成がある一方で、生涯スポーツの観点から、スポーツや運動を日頃行わない方への取組も重要と考えます。むしろ、スポーツ力強化よりも、そういった一般の方への対応のほうが非常に難しい課題だと考えます。

高齢化社会の中で、自分はプレーはできないけれども、孫の観戦がしたい、応援をしたい、そういった生きがいを持って、生きがいにつながるような、そういったこともあろうかと思います。

そうした取組の一つとして、スポーツ施設におけるデジタル掲示板の整備や、観戦のための観客

のスペース、そうした整備状況は現在、どのように進められているのか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えします。

事例といたしまして、美並まん真ん中広場につきましては、高い場所からフィールド全体を見渡せる観客スペースがなかったことから、道路から観戦するなど危険な状況でありました。令和5年度に、50名程度ではございますが、観戦できる観客スペースを整備いたしました。

また、デジタル掲示板、デジタルサイネージによるスポーツ大会、イベントの情報を周知することは、効果的な手段の一つと考えておりますが、例えば美並まん真ん中広場の利用状況を見ますと、令和5年12月末現在で365件のうち、大会やイベントでの利用が81件で、そのほとんどが関係者や保護者が集まる大会で、広く市民に周知するような大会は、まだまだ少ないのが現状でございます。

広く市民に周知したい大会、イベント等の情報につきましては、スポーツコミッションホームページでありますとかSNS、広報紙、チラシ、ポスター等で紹介しておりますが、近年は大会、イベントに合わせてキッチンカー等での出店を希望される地元企業もございますため、スポーツコミッションから大会情報をキッチンカー組合等にも発信をしております。

今後も利用状況等を踏まえながら、効果的な方法を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（2番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） いろいろ進められておりまして、本当にありがたく思っておりますのでございます。

生涯スポーツのイベント、そういったものに参加できるよう、もう少しそういったものをPRしていただきたいなというふうに思っておりますし、見て楽しめるもの、もっといろいろそういった大会というか、そういったゲーム等も開催を願うところであります。

また一つ、今、周知をしなければならない大会、周知をそれほどしなくてもいい大会というような区分けをされておりましたけども、私は生涯スポーツというのはそういうことではない。それが主催者というか、そのほうで判断するべきではないというふうに思います。どんな大会であろうが、市民の方に広く、今日はこんなことをやっているんだよということを知らせてほしいというのが私の願いでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。次は美並町の大矢元工業団地の整備状況についてであります。

これは、令和3年の12月に最初の質問をさせていただいておりますけども、この団地の整備について、現在、どのような進捗状況であるか。また、こういった種類の企業を誘致していただくよう

な構想はあるのかないのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

大矢元工業団地整備の進捗状況につきましては、まず令和4年度の6月補正予算におきまして、測量、基本設計、地質調査等の委託業務を発注いたしまして、年間を通じて環境影響調査が必要なことから、繰越事業として令和5年9月に完成したところでございます。

また、令和5年度におきましては、大矢元工業団地本体及びアクセス道となります市道丸山本線の丈量測量、そして詳細設計等の委託業務を、この環境影響調査の後に発注し、現在実施をしているところでございます。

令和5年度のこの業務を進める過程におきまして、アクセス道となります市道丸山本線につきましては、隣接する関係機関との協議に時間を要する状況となり、また工業団地本体におきましても、地権者1名の相続登記が遅れ、相続に全員の同意に時間を要する状況となったことから、令和6年度への繰越事業とさせていただいたところでございます。

ただし、この繰越業務につきましては、遅くとも8月末までには完成する見込みでありますので、今後の事業進捗に影響はないものと考えております。

なお、新たな令和6年度事業につきましては、企業誘致に係る用地取得を主に、肉づけ予算として6月補正対応を予定しているところでございます。

次に、企業誘致の考え方についてでございますが、まずは雇用の確保と市内経済の活性化を第一の目的としなければならないというふうに思っております。

しかしながら、誘致に当たっては、地元に受け入れられる企業であることはもちろんのこと、市内の既存事業者のライバルとなるような業種や、互いに人材を取り合うようなことがないことを基本と考えておりますので、産業振興を推進する上で、市内の産業状況も重要な要素であるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

（2番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） ありがとうございます。肅々とこの事業を進めていただいております、本当にありがとうございます。

工業団地に呼び込める企業には、一定の決まりというか、枠というか、そういったものがあるというふうにお聞きを、工業団地ですので、工業のそういった会社でないといかんというような枠があるかと思っておりますけども、私は、例えば金属加工であっても、あとは食品加工業、いろんなそういうことがあろうかと思っておりますけども、私は、美濃加茂市で、お菓子のメーカーが工場で、そこを休みごとに直売とかそういったことをやって、その地域を非常に盛り上げられているところがござ

います。

私は、できれば何かそうした工場の現場で直売とか、そういった商品販売、どんな種類か分かりませんが、そういったできる企業、そういった企業が来ていただけるとありがたいなと。そして、地元の方とタイアップしながら、地域を盛り上げるような、工業団地ではあるんですけども、そうした地域の商業と結びつけれるような、そんなことができればいいんじゃないかというようなことを思っておりますので、そういったことも含めながら、今後の対策を考えていただければありがたいなというふうに思っております。どうかよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、介護人材対策の取組についてということであります。

高齢者福祉計画、それから第9期の介護保険事業計画も策定を今されて、来年度からという、そんな時期になってまいりましたけれども、計画の基本目標の中に掲げられている、介護が必要となっても安心して暮らし続けるために、介護職の確保や、介護職の確保策は重要な柱であると思う。

そういったことを従前の一般質問におきまして、住宅対策や介護職員の事務作業の効率化、あるいは軽減等の取組についても触れてまいりましたけれども、今後、そうしたことにつきまして介護人材、そうした方々、確保のための取組について、どのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

御質問のとおり、今年度は第9期介護保険事業計画の策定の年であり、介護人材確保対策についても、新規の取組を掲げたところです。

令和4年3月議会の一般質問において、議員より、介護職員の住宅確保の必要性についての御意見をいただきました。そのときには、介護職に特化した住宅確保策の必要性について検討する旨をお答えいたしました。近年、市内や通勤圏域に住む方の採用だけでは、必要な職員数が確保できない状況から、これまで外国人介護職員の採用を考えていなかった事業所からも、採用を進めたいとの意思表示があるなど、いよいよ介護職員専用住宅の確保の必要性が迫ってきたと捉えております。

現在、市内介護サービス事業所の半数弱が社宅を確保しており、外国人介護職員の場合、それらの事業所全体で年間10人ほどを採用することができています。そのような状況から考えると、市内のほとんどの事業所で社宅が確保できると、恐らく現状の2倍ほどの外国人介護職員の採用が可能になるのではないかと思います。

自分で住まいを確保することが難しい外国人にとって、社宅等の住まいの条件提示が採用の大きな決め手になると考えます。実際、市内の施設からは、数名の外国人就職希望者と面談したところ、

社宅がないことがネックとなり、採用に至らなかったということを聞いています。

こうしたことから、今回の計画に新たな取組として、住宅の確保対策を盛り込み、令和6年度の補正予算で提案する準備を進めております。

その他、計画には、これまでの取組を一層進化させることを目指して、幅広い世代に介護職の魅力を発信して、介護職のイメージの刷新を図る取組や多様な人材の確保につながる事業、ICTを活用した事業効率化の取組を掲げ、積極的に実施していきます。

数値目標については、2年ごとに実施する市内の介護事業所に対するアンケート調査で確認した介護職員の不足人数を根拠としています。令和5年2月に実施した調査においては、市内において42人が不足しているという結果でした。この数値をできるだけ減らしていくことが目標となります。

前回行った令和3年の調査との比較では、不足人数の増減はなく、同数の42人でしたが、この間、新たに2つの事業所が開設されており、実際に働いておられる介護職員の人数は700人規模から800人規模へと拡大しましたので、実質的には人材の確保は進んでいると捉えております。

今後、高齢の職員が多く退職していくことが見込まれることから、一層厳しい状況を予測しますので、引き続き、市としても対策を進めていきたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。本当に積極的に進めていただきましてありがとうございます。

美並町に養護施設がございます。これは介護職ではないんですが、この養護施設の職員も途中で離職する方の率も非常に高く、採用をいろいろ苦慮されておったんですが、何と今年の4月の採用者は9名ほど採用されます。

これはどういう策を打ったかということをお聞きしてきました。就職に関する準備資金、例えばこの地域ですと車が必要ですので、新車は無理ですけども、それ相応の車の購入の費用に使ってもいいような資金であるとか、住宅のそういった備品というか、生活道具です。そういったものも使用してもいいような、そういった準備資金、これは当面はお貸しするんですが、ある一定条件の下で返済しなくてもいいよと、そういった制度を今年から始めました。

全てその効果かどうかはちょっと分かりませんが、そういったようにうまく新人の職員の方を集めることに成功したこともありますので、そういったことも含めまして、いろいろ取組をしていただければというふうに思います。

また、特に介護の関係では、いろんな重労働のこともありますので、最近ではロボットを使った、そういった介護とかもありますので、そういったことも含めまして、またいろいろこれからも研究をしていただければありがたいなというふうに思っております。どうか、また今後もよろしくお願い

いをしたいと思います。

それでは次に、日本まん真ん中センターの在り方についての質問でございます。

私の過去の質問の中で、美並振興事務所の移転を契機に、地域一帯を拠点として、日本まん真ん中センターをもう一度生かすようなことをしていきたい。遠くない時期に手だてをしていきたいというふうに御答弁がありました。

今、地域振興事務所が新たに移転をしてスタートしたわけです。この2月からスタートいたしました。どのような手だてを今後されていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 地域の拠点の施設として、今年度からその機能について検討を開始しております。今年度の施設機能の検討につきましては、日本まん真ん中センター、美並ふるさと館再生基本構想策定業務として、意見交換の開催やアンケートの結果等を考慮に入れた基本構想作成を進めております。

今後につきましては、策定しました基本構想を基に、地域住民や各種団体から意見を収集しながら改善を加えていき、美並地域の市民の交流や学びの場、市民活動の拠点となるような施設になるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（2番議員挙手）

○2番（長岡文男） 地域づくり、まちづくりは目標、構想、そうしたものから始まらなければならぬと思っております。どうかそういったプロセスを大事に取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

それでは、今日の最後の私の質問をさせていただきます。今日は、私の過去の質問の中から、現在の状況、特に気になっているもの、そういったものを取り上げて質問をさせていただきました。

最後に市長から、いろいろの案件がございましたけれども、特に強い思いのある案件、あるいは課題全般につきまして、その市としての取組の姿勢についてお話をいただければありがたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

冒頭、長岡議員から、地震のお話がありました。また、ちょうど私が県の市長会長をやっているときに、市長会長をやっている市から、市長会の事務局へ職員を1名派遣をすると、こういう決まりになっておるもんですから、長岡議員さんには、そのとき県の市長会へ事務局として赴いていただいて、御苦労いただいたことも思い出させていただきました。

また、御一緒だったかどうか、そこは記憶は定かでないんですが、釜石市へ震災直後の実態、あるいは県からの市の派遣職員の激励に行ったことなどを思い出したところでございます。

さて、長岡議員には、就任以来、本当に御活躍をいただいております、長い行政経験、そうしたものの基に、幾つかの、私からすると本当に鋭い御質問や御提案をいただいているというふうに思っております。

今日、言わばその中から、総集編というような形で、5つのテーマで御確認やら、さらにいろんな提案があったわけですが、私のほうから、もう時間もありませんので、申し上げたいのは、第1問目の高校生への通学補助の問題でございます。

確かに御指摘のように、この郡上市の場合に、郡上市内の県立2校、郡上高校、郡上北高校に通う生徒さんに交通費、あるいは下宿等をしておられる方、寮に入っておられる方に対して一定の支援をさせていただいております。

ということは、同じ郡上市民であっても、この県立2校以外のところへお通いの方については、そういう助成がないと、これは不公平ではないかと、こういうことでございます。これは確かに公平という観点から見れば、おっしゃるとおりであります。

しかし、この補助金は、県立2校が存続の危機に危ぶまれた、そういうこともございまして、何とか郡上市の出身の中学生の皆さんに進路選択を考えていただくときに、この2つの学校を一つの目標としていただきたいという思いから、こうした補助制度を創設させていただいたわけでございます。

先ほど長尾次長も申し上げましたが、今、市内からは約100人ぐらいの方が市外の高校へ通っておられます。この通っておられる方を、全て公平感という立場から、郡上市の今の制度を当てはめていきますと、約100人の方に2,100万円ぐらいの助成が必要だということでございます。

一方、市内の高校生は近い方も遠い方もいらっしゃいますので、約250人ほどの方に一定の基準で助成をしておりますが、1,900万円ぐらいと。100人の対象者よりも低い額に総額はなっております。

こういうことではありますが、長岡議員が声を強めて言われましたように、公平感ということでは、子育てという観点からも、これをやったらどうだと、こういう御指摘でございます。

私も今回の予算編成のときに、もう私としては最後の予算編成になるので、この点についてどうかということで、教育委員会ともいろいろと協議をいたしましたけれども、確かに一定の財政負担ぐらいはしたっていいじゃないかと、こういう考え方はあると思います。

しかし、片一方で、この市外に通われる方々にも同じような助成をするということは、市内の県立2校の何とか入学者を確保しようということに対して、政策効果としては逆向きになります。市外へ通われる方にも同じように、そういう交通費助成をするということは、市外の高校へ進学を推奨するという側面があるので、どうしても私としては、多額の財政負担という面もありますが、もとの本来の制度から、ややそれとは逆向きの政策効果を持つ施策について踏み切れなかったと、

こういうことでございます。

確かに今、郡上高校の生徒、あるいは郡上北高の生徒、一定数が入っておりますが、決して樂觀はできません。生徒数が相当数減るということとともに、いろんな進学が多様化がございます。

先ほど次長が申し上げました、この市内2校への進学率、少し数字的には下がっているように見えますけれども、特別支援学校、あるいは通信制の学校、その他県外等々、高専等、そういう学校の進学先を除きますと、おおむね8割、ないしは8割弱の市内の中学生を、この県立2校で受け止めているということでございますので、何とかこれを公平公正の観点からすると、おっしゃるように、そういう市外へ通学する人、進学する人も同じようにやるか、ないしは公平公正の観点からすれば、今までの補助制度をどちらもやめてしまうか、どちらかだろうというふうに思います。

そういうことで、今回の制度では、そのように当面やはり続けないと、市内2校の存続という問題は非常に必ずしも安心できないと、こういうことから続けさせていただいたと、こういう趣旨でございます。いろんな状況の変化もあろうかと思いますが、今回はそのような形で判断をさせていただいたということを、御理解をいただきたいというふうに思います。

その他のテーマについては、それぞれ各部長等から答弁したとおりでございますが、必ずしもまだ、長岡議員の側からすると、十分なものではない施策は、今後ともよく検討し推進すべきものがあると思いますけれども、今後ともそうした点を私どもも努力をしてまいりたいというふうに思います。

若干答弁長くなりましたが、よろしくお願いします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) すいません。時間は終了しておりますので、これで終わりたいと思いますけれども、私の愚問に、本当に真摯にお答えをいただきまして誠にありがとうございました。

これで、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時14分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長(田代はつ江) 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回も、2項目についてお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、大項目で、今後の公共施設の維持管理についてということでお伺いをしたいと思います。

公共施設等総合管理計画に基づく適正配置計画の進捗状況と、また指定管理料を支払って管理を行っている施設の今後の対応ということで、お尋ねをさせていただきます。

この質問につきましては、実は、10番議員と重複しまして、誠に申し訳ありませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

市には、公園などの広場を除いた、いわゆる箱物の公共施設が549か所、棟数にしますと1,110棟ほどあると聞いております。皆さんのタブレットに記載をしておりますので、御覧いただきたいと思いますが、たくさんの施設があるわけでございます。

もちろん、こうした公共施設の中でも、行政施設をはじめ、学校や病院など、なくてはならない建物も多いわけではありますが、市では平成28年に公共施設等総合管理計画を作成されまして、この冊子でございますが、平成29年より令和28年までの30年間にそれぞれの施設の今後の利活用の方針を定められまして、それに基づいての実践計画として、公共施設適正配置計画が令和元年より10年刻みで策定をされまして、その事業が進行中であります。

そこで、最初の計画から5年が経過をいたしますが、この中のいわゆる実践計画であります適正配置計画で検討されている、その事業の進捗状況と、また実施をされておられる中での問題点について、お尋ねをいたしたいと思います。

次にですが、これらの施設の中で、指定管理制度による指定管理事業者や組織団体などに業務委託をされている施設も多くございます。これらの施設は、管理部署も異なりますが、62件の施設があると聞いております。これもタブレットに記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思います。

また、これらの施設の指定管理をしていただいている施設の中で、管理料を支払って維持をお願いしている施設が15か所ございます。年間の管理料は合計で1億2,427万5,000円となっております。タブレットの中、御覧いただければと思いますが、これらの施設にその指定管理料を支払いして、管理を行っていただいておりますということでございます。

今回は、数ある公共施設の中で、この指定管理制度によって管理料を支払って、管理事業を委託している施設に絞りまして、今後の維持管理についてお尋ねをいたしたいと思います。

これらの施設につきましては、先ほど申し上げました、平成30年に策定をされました市の公共施

設適正配置計画の中に、今後の見通しについて明記をされておりますが、あえて今回お伺いしたいというわけでございます。

施設の管理事業者に施設を管理していただいておりますが、その施設の中には、使用料の徴収や物品の販売によって収益を得られる施設もございます。それらの施設につきましては、その施設の利用者の増加によって、そういった、利益が上がる施設もあります。それらの施設は魅力がありますので、管理者にとっても骨折りの甲斐があるというふうに思われますが、実入りの少ない内容の施設といたしますか、そういった事業の施設では、自ずと力も弱まるように思われます。

そこで、私、管理事業者の方々の努力によって収益が上がれば力も入ると思われます、そういった施設につきましては、事業者の方に譲渡をして、そして企業努力で一層の実績を伸ばし、事業として成り立っていくよう促すことも必要ではないかと思うわけであります。

それらの施設によっては、耐用年数、また経過年数、補助金の有無または土地所有に係る地権者関係等々、施設には異なる諸問題があるということは承知をいたしております。しかし、これらの施設において、今後の維持管理が大きいのかは定かでないことは必定であります。

これらの施設について、統一した手順で一斉に進めるということは困難を極めると思いますが、施設ごとに細部にわたって調査・検証を行う必要はございますが、これらの指定管理事業者に委託している施設において、公共施設適正配置計画の実践作業を前倒ししてでも早急に対策を推し進めていただく必要があると考えます。

そこで、これらの施設の現在までの進捗状況と、先ほど申しました、5年間の実績状況につきまして、今後、そういった施設の譲渡等も含め、今後の対策をお伺いしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に、答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、公共施設適正配置計画の進捗についてお答えをいたします。

御質問のありました、公共施設適正配置計画は、公共施設のマネジメントに関する長期的な基本方針であります公共施設等総合管理計画に基づいて、個々の施設の今後の方向性を示したものでございまして、建築物系の公共施設を延べ床面積換算をいたしまして、計画期間の10年間で10%削減することを目標としております。

本市の建築物系の施設の総量については、公共施設等総合管理計画の策定時、平成29年3月でございますが、この時点において561施設1,133棟、延べ床面積で約42.3万平方メートルでございますが、これが令和5年度の当初時点では、先ほども御紹介がございましたように、549施設1,110棟、延べ床面積で約42.9万平方メートルとなっている状況でございます。

この間には、地区集会所の譲渡や斎場の廃止、普通財産の譲渡や取壊しなどを進めた一方で、博物館、体育館、文化施設等の新築や取得、スポーツ施設の増築、道の駅等の改築なども実施をしております。この結果、12施設23棟減少したものの、延べ床面積は約6,000平方メートル、面積にして1.45%でございますが、増加をしているというのが実態となっております。

現在は、公共施設適正配置計画の実現に向けまして、施設分類ごとに、あるいは地域の一定のエリアを対象にいたしまして、諸課題を整理し、その課題の解決に向けて、具体的な方策やスケジュール等を行動計画としてまとめ、これに基づいて再編を進めているところでございます。

先月には、美並健康福祉センターさつき苑への美並庁舎機能の移転・複合化を行ったところでございますし、また、今議会において提案をしております畜産関連施設の無償譲渡につきましても、この計画に基づいて、関係者との協議や諸課題の整理を経て、実施をさせていただくものでございます。

さらに、今後も継続するとした施設につきましては、安全にかつ長期間良好な状態で使用するために、専門家の指導の下、施設所管部署の職員による老朽化の状況等の把握とともに、用途把握を行った上で、今後、修繕等を計画的に行うための保全計画、こういったものの策定も進めております。

加えまして、用途を廃止する施設の転用や利活用の方針を示す公有財産有効活用のガイドラインの作成、また、その手段として民間活用や地域活用も含め、幅広く有効な活用方法を募ることを目的としたサウンディング型市場調査の実施に向けた検討、こういったことも取り組んでいるところでございます。

次に、指定管理者制度の導入施設の状況について御説明させていただきます。

令和5年度現在、市では62の施設に指定管理者制度を導入しております。その内訳は、福祉関係施設が11、産業振興・観光関係施設が47、体育館関係が3施設、文化関係施設が1つとなっております。

このうち、本年度、市が指定管理料を支出している施設につきましては、ただいま議員から資料をもって御紹介があったとおりでございます。

これら指定管理者制度導入施設についても、今ほど申し上げました、行動計画の作成を進めておるところでございます。

体育館等については、既に計画案を市のホームページのほうで掲載をさせていただいておりますし、一方、道の駅や温泉施設については、コロナ禍による移動制限等の影響もあって、この間に、この行動計画の策定がなかなか進められなかったと、このような実情もあって、現在も早期の完成を目指して、策定に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、指定管理料を支出している施設には、高鷲の吠高原スポーツ広場や、郡上八幡駅の観光案

内所が含まれておりますが、高鷲の吼高原スポーツ広場は、公共施設ではございますけども、グラウンドという意味合いが非常に強い施設でございますし、また、郡上八幡駅の観光案内所につきましては、適正配置計画の策定中に設置したということもありまして、現時点では再編の対象から除外をさせていただいております。

このような状況を踏まえまして、施設分類ごとに現在の取組の状況についてお答えをさせていただきますが、まず、体育館については、適正配置計画、行動計画に基づいて指定管理者制度による管理運営を継続しながら、今後も市として設置をし続けていく施設と、こんな位置づけをしております。したがって、管理運営の効率化と予防保全、安全に長期間使っていただける、こういった取組を進めていくということとしております。

また、道の駅、そして温泉施設については、行動計画の策定を進めている最中でありまして、現在は管理運営の状況や懸念事項の整理、今後の対応策について検討を行っているところでございます。

なお、施設については、適正配置計画では基本的に市が継続するということとしております。必要に応じて修繕等を行ってまいりたいと考えております。

そして最後に、施設の譲渡に向けた取組についてでございます。

現地の状況は、ただいま申し上げたとおりでございますが、体育館については、採算性から民間では設置が困難であるという施設の性質があること、そして道の駅については、登録の手続において設置者が自治体等の公的な団体に限られると、こういった制約がありますので、今後も市の施設として継続していくことが基本的な考え方としております。

一方、温泉施設については、市の観光施設の拠点の一つとして、指定管理者制度による運営を継続しながらも、市内に民間の温泉が複数ございますので、こういったことも含めまして、指定管理者の経営状況の分析を行い、譲渡を含めて今後の在り方を検討するということとしております。

御指摘のように、市の財政上、また民間活力の観点からも、今後、所管課において指定管理者の経営状況を見ながら、必要に応じて譲渡等に関する協議を行っていくこととなります。行動計画では、今回御説明申し上げた施設に限らず、施設分類ごとに個々の施設の具体的な見直し等の進め方や、スケジュールを記載することとしております。

そして、この計画に基づいて、着実に再編等を進めていくこととしております。したがって、まだできていない行動計画もございますので、こうしたものについては早急に作成を進めるとともに、全体的な課題であります指定管理者制度の適正な運用でありましたり、また施設の譲渡を進めるに当たりまして、運用指針の見直しであったり、また施設譲渡に係るインセンティブの在り方、こういったところについても併せて検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） ありがとうございます。

いろいろと実践作業を進めておられるということで安心をいたしておりますが、この人口減少はなかなか、抑えるといいますか、止めるわけにはいきません。こういった施設が、お話ありましたように、今後重荷になってくることは必定であります。時には、心を鬼にしてでも、市民の皆さんに御理解をいただいて、そしてこの計画に基づいて着々と進めていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、農家所得の向上を目指してという内容で質問をさせていただきます。

止めることのできない人口減少と高齢化により、本市の将来の道のりは厳しいものが想定をされます。人口減少に対する対策をいろいろと検討しておりますが、なかなか妙薬は見つからず、至難な状態となっております。

農業経営につきましても、これらの状態を見据えた上で、将来の方策を考えなければならないと考えます。

合併しまして20年が経過いたしますが、その間の農地や農家について大きく変貌し減少していることは、前回の12月議会において質問をさせていただいておるところであります。

そんな中、農家が生き残る手だては、農産物の販売により収入を得ることです。販売による収入所得が上がれば、農家も魅力を持って農業生産に励まれるということになり、農業に力が入るということになります。

そこで、農産物の販売高を上げ、販売額を多く得るための作物の選択や、また及び選定、その経営をしてくれる農家の育成が不可欠であります。

それにもう一つ、農作物はどうしても天候に左右をされます。気温に敏感でありますので、作物の選定に当たっては、現在進んでおります温暖化の対策も計算に入れておかねばなりません。

そこで、現在の市内の農産物の販売高の実績を、J Aと農林水産部の調査からデータを頂きまして、これもタブレットに載せておりますので御覧をいただきたいと思います。現在の状況でございます。

タブレットの内容を少し説明させていただきたいと思いますが、市内の主要農産物は、販売高からいいますと、1位が、飛騨牛のブランドとしての和牛肥育で、年間530頭の出荷をなされて、販売額は7億1,500万円でございます。

次には、ひるがの高原だいこんですが、年間4,500トンを出荷をされまして、販売額は6億8,500万円、次には、生乳、乳牛の関係ですが、年間3,150トンを出荷されまして3億7,000万円、ここには載せておりませんが、あ、載せておりますか、水稻、米でございますが、米は、実際に販売

をしておるデータでは、約1万俵で1億4,000万円というのがJAの実績でございますが、耕地面積といいいますか、耕作面積からいいますと、自家用を引いても出荷販売可能量は4万俵ぐらいになると推定されますので、これを換算しますと5億6,000万円ほどになるかと思いますが。

これらの農産物が、いわゆる市内ではトップクラスに入る出荷物ということになっております。

以下、グラフにあります、表にございますので御覧をいただきたいと思いますが、現在市内では、公的機関を通じて販売されている販売額は、大よそ合計しますと33億3,000万円ほどという数字になるかと思いますが。

そこで、市内の専業農家ですが、約90戸ほどでございます。そして、第1種の兼業農家は100戸ほどございまして、両方合わせても200戸足らずということでございます。

この方々は何とか販売額を上げられて頑張っておられる方々でなかろうかというふうに思っておるわけでございますが、実に専業農家におきましては、しっかり自立されておろうと思うんですが、市内のわずか3%の農家にしか過ぎないという状況で、少し残念なところがあるわけでございます。

以上のように、市内の農家所得は零細的なものが多いということでございます。そのため、大規模農家に育てなければ、生産の向上と所得の増加は難しいとは思いますが、そういった政策を練っていかねばならないということを考えるわけでございます。

そして、それらの、先ほど申し上げました、農産物の出荷の表なんですが、将来の担い手の関係、ここにも数字を載せましたので、タブレットを見ていただきたいと思うんですが、一番販売高を上げておられる肥育農家は19戸あるんですが、担い手がしっかりしているのは5戸に限られるという状況です。

また、繁殖農家につきましては、子牛を取るのが繁殖なんですが、34戸ほどあるんですが、担い手が確保されているのは11戸。また、酪農、乳牛ですが、これは8戸の方々が頑張ってみえるんですが、担い手は3戸ほどしか今のところ確保はできていないという状況でございます。

また、大根とかトマト、イチゴというのが販売高で上がっておりますが、この生産者の方々はちょうど40代から50代に今移られまして、しばらくは頑張ってもらえるということで、担い手を即心配をしなきゃならないという農家ではございませんので、この担い手の欄のところは空白にしておりますが、一番販売力を上げておられる農家の後継者については、心配の種があるということで、この表を御覧いただきたいというふうに思います。

以上のような状況を踏まえまして、担い手問題も含め、販売所得の増大に向けた政策はどのような執行部としてはお考えか、見解をお尋ねいたしたいと思います。

12月の質問で部長より詳細にわたって御答弁をいただいておりますので、またかというふうに部長はお考えかもしれませんが、農家所得の増大を図るための方策をぜひお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

郡上の農業、また農地維持、後継者の確保につきましては、今、議員おっしゃられるように、農家所得の維持でありますとか、向上が欠かせないというふうに私どもも考えております。

農家所得の向上のためには、郡上市の豊かな自然などのイメージの活用でありますとか、優れた味覚などをPRするなど、農畜産物のブランド力の向上でありますとか、品質の安定した農畜産物の生産と安定した出荷量の確保、また経費を抑えた生産、効率的な生産体制の構築、また、議員もおっしゃられましたけども、温暖化がございますので、耐高温作物、また高単価で取引される農畜産物の研究開発、販売力の強化などが挙げられると思います。

まず、ブランド力の向上では、郡上市においては、おいしいお米コンテストを開催し、機械による食味値による点数づけを行い表彰しております。これにより、米の栽培技術力とブランド力向上を図っておりますけども、同イベントを引き続き開催するとともに、全国の米の大会にも出品することで、郡上市の米のイメージアップを図り、JAに対しても郡上の米をブランドとして一層販売促進を働きかけながら、郡上の米の価格の上昇を図っていききたいというふうに考えております。

また、ひるがの高原だいこん、ひるがの牛乳、郡上南天に代表されるような、既にブランドとして確立されているものにおいても、例えば、ひるがの牛乳では、郡上市内の農家指定の製品を生産・販売するなどの取組を行っておりまして、こうした、もう一つ上の高みを目指した、付加価値のある農畜産物の生産や、安心・安全な生産物を生産する工夫や努力も必要だと考えております。

次に、高品質・安定出荷の取組であります。

ひるがの高原だいこん、夏秋トマト等の畑作物につきましては、水の確保や遮光ネットの導入等に対する支援を行っておりますけども、これのほかに、県普及員によります栽培指導による品質向上、安定生産・出荷によりまして、市場の期待に応じて単価の安定、また上昇を図っていききたいというふうに考えております。

引き続き、獣害対策についてもしっかりと支援をしていききたいというふうに考えております。

また、畜産では、引き続き、市・県の事業を活用いたしまして、後継牛や後継豚の確保を図り、脂肪の入り方がより細かいコザシや肉色の良い飛騨牛らしさを持った、郡上固有の系統牛の保留を行いまして、繁殖雌牛群の整備を強化して、市場性の高い家畜や生産効率がよい家畜の整備に取り組んでいきます。

次に、効率化、経費の削減としては、粗飼料の自給率を上げることにより餌代の抑制を図ることを目的に、国・県事業を活用した装置の整備、収穫機械の導入支援、市営牧場の放牧、耕畜連携によるWC Sイネの生産拡大と畜産農家への供給体制の構築を一層進めていきます。

稲作担い手の作業の効率化につきましては、今後、地域計画の策定が本格化していきます。話合

いの過程で、担い手同士の預かっている農地を調整して、担い手ごとの農地の場所をまとめて作業効率を図るという取組も行っています。あわせて、スマート農業についても活用を図っていきます。

耐高温作物、高単価で取り引きされると、農畜産物の研究開発についてですが、米については、高温の影響により、一等米比率が令和5年は55.1%と、前年の71%から大きく下がっており、これが農家の所得に直結しております。

夏の高温が続くと予想されていることから、稲作農家の所得の維持向上を目的に、JAや県普及センターとも協議して、コシヒカリ並みの味覚の耐高温性の米の導入についても検討が必要であると考えておりますので、今後、研究を進めてまいります。米以外にも同様に、耐高温作物についても研究をしてまいります。

また、高単価の作物については、フルーツも含めて検討をしていきたいと考えております。

販売力の強化につきましては、JAを通じて系統出荷している農作物においては、生産出荷組合、JA、市等により、市場へ出向き、情報発信や情報収集を行い、PRのほか、品質及びブランド力の向上、競争力の強化を図っていきます。

また、道の駅越前おおの荒島の郷や、岐阜県農業フェスティバル等のイベントを通して、市内農産物のPRも行っています。

高齢化、後継者不足、肥料、飼料、資材高騰など課題は多くありますが、世界情勢の不安定化、円安などもあり、農業に対する見方も見直されつつあるということでございます。

国においては、食料・農業・農村基本法の改正案が、この2月27日に閣議決定されたところであります。

また、温暖化の影響により、ひるがの高原だいこん、夏秋トマトなどの競合産地では、高温障害の影響から市場への出荷量が減少しており、また、2024年問題により、遠距離産地が運送業界の労働時間の見直しによる輸送コストの増加が見込まれることから、入荷量の減少が懸念されるなど、郡上市の産地にとっては追い風となると思われております。

これまでの施策で必要なものは継続しつつ、目まぐるしい社会情勢の中で、必要とされるニーズをいち早くつかみ、それを農家所得につなげていけるよう、関係機関と連携して取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 8番 原喜与美君。

○8番（原 喜与美） ありがとうございます。いろいろと検討を重ねていただいておりますということで、感謝を申し上げます。

私、質問の中では、農家所得の増大ということで、大規模農家の育成ということを強く申し上げ

ましたが、なかなか大規模農家を育成するのは至難の業かとも思います。

御答弁にもありましたように、郡上市内の農地を守ることになると、大規模にするばかりが能ではないということも考えられますので、今、部長の答弁の中にはございませんでしたが、現在政府が進めております地域計画、郡上市も作成を今されておられると思いますが、この地域計画の策定は、郡上市が掲げております小さな拠点づくりと絡みまして、こうした中山間地の郡上市にとっては重要なことですので、私が質問しました、大規模だけじゃなくて、農家、農地を守るという観点も忘れずに、この地域計画の中ではしっかりと策定をしていていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

少し時間を残しましたが、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前11時00分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 1番 本田でございます。ただいま議長より通告の許可をいただきましたので、これから一般質問させていただきます。

私、本日、大項目2つの質問をさせていただきます。

1つが、郡上おどり推進課の新設について、2つ目に、棋士の藤井聡太8冠の誘致について、この2点でございます。

では、1つ目の郡上おどり推進課の新設について、小項目から入らせていただきます。

商工観光部におかれましては、商工事業、食の王国づくり事業、小水力電力導入事業、観光客誘致事業、企業誘致事業、各種イベントの事業、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業、日本一の踊りのまち郡上事業など、多岐にわたる（ ）を行っていただいております。

その中で、今回、郡上おどりに、私、注目いたしました。

日本三大盆踊りの阿波踊り、西馬音内の盆踊り、郡上おどり、日本三大民謡にも選ばれ、また24都道府県、41県の民俗芸能、風流踊の一つとして、2022年11月30日に、ユネスコ無形文化遺産に登

録されました。

全国的に、あるいは社会的に認知されるまでには、語り尽くせない御努力があったかと思います。郡上おどり保存会、担当部署をはじめ、多くの関係各位に感謝申し上げます。

その裏方の中心的な部署の商工観光部の郡上おどりへの関わりへの内容、踊り期間だけなのか、年間通じてでしょうか、その事業に係る、年間的に職員に係る負担はどのような状況なのかお聞きしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、郡上おどりの運営につきましては、踊りの保存継承や踊りの開催を円滑に行うことを目的としました、郡上おどり運営委員会によって行われております。その構成団体は17団体でありまして、郡上おどり保存会やお囃子クラブ、観光協会や商工会などの産業振興に関係する団体、自治会、女性の会、消防団、文化協会、交通安全協会、そして、小中高校長会などの学校教育関係や音響設備など、運営に関わる事業者関係、そして行政などで構成をされておりまして、商工観光部の郡上おどりへの関わりにつきましては、その事務局を観光課が担っているところでございます。

具体的な業務といたしましては、郡上おどりの開催に向け、踊り期間の安全・安心な開催を行うべく、毎年9月のシーズン終了直後から翌シーズン7月の開幕直前まで、各関係団体等との連絡調整を行っておりまして、交通規制の範囲や時間、そして屋形引き等の縁日おどりの運営に当たっての関係地区長会及び会場管理者との協議、そして屋形や音響機器の設置に当たっての郡上おどり音響運営協会との協議、また、踊り会場内やその付近の防犯雑踏警備、交通対策、防災対策に係る警察署及び消防署との協議、これらを年度をまたいで行っておりまして、踊り期間中は、消防団や交通安全協会、郡上市青少年育成推進委員会などの協力も得ながら取り組んでいるところでございます。

また、踊り開催日には、観光課を中心とした商工観光部職員を配置いたしまして、主に、縁日おどりにおける屋形引きや交通規制看板の設置、会場内の危険箇所への照明設置、更衣室の確保、来場者向け案内所の設置、会場内での緊急時の対応などを行っているところでございます。

なお、3年ぶりに開催をいたしました、令和4年の踊り開催では、様々なコロナ対策が必要であったことから、17日間の開催ではございましたが、商工観光部の職員15人全員で対応に当たったほか、通常開催に戻った今年度につきましても、台風の影響でお盆の1日が中止となって30夜の開催となりましたが、ユネスコ登録された初年度でもあったことから、大勢の来場者に対応するために、1日当たり3人から8人で対応を行ったところでございます。

なお、徹夜おどりの4日間につきましては、部をまたいだ全庁体制で対応しているものでござい

ます。

このほかに、郡上おどりの普及宣伝ということで、毎年6月に開催されます、郡上おどり i n 青山、i n 京都をはじめ、踊りシーズン以外の期間に多数の踊りキャンペーンを実施しておりまして、現地の関係団体等との連携をしながら、会場に訪れる郡上おどりファンに対して、郡上市の様々な魅力を発信するためのPR活動を、観光協会などと連携しながら行っているところでございます。

ただ、今年度は、委員おっしゃられましたとおり、風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録されたことによる記念事業を実施いたしまして、特に、徹夜おどりでは、カナダトロントとのオンラインで結ぶ同時配信事業では、海外にもその魅力を発信するための取組を行ったところでございます。

このように、郡上おどりの運営に当たっては、シーズン中は課員が全員体制で臨んでおるところであります。シーズン以外にあっても、キャンペーンのほか、テレビ局や情報誌、マスコミ等の対応など、様々な取組を行っておりまして、対応する人数の多少の差というものはございますが、年間1年を通して、郡上おどりに関する業務に当たっているところでございます。

以上であります。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。そうですね、私もこんだけの郡上おどりを継承していくには、もうかなりの日数と努力が必要だなというふうに思っておりましたが、今、御答弁いただきました、やっぱり年間通してPR活動だったり、そういったキャンペーンであったりとか、本当に大変なお働きがあるということを、今、改めて思いました。ありがとうございました。

それを踏まえまして、小項目2つ目の、郡上おどり専門部署の郡上おどり推進課という、仮称ですけれど、そういった新設はできないかという提案でございます。

商工観光部に新部署として、郡上おどりに特化した専門部署、郡上おどり推進課というものを提案いたします。

提案目的は、先ほど御説明ありました、もうすごい量の仕事量でございますけれど、職員の負担軽減と持続可能な郡上おどりを目指すことからです。

また、1996年に、国重要無形文化財に指定され、2022年には、ユネスコ無形文化遺産に登録までされたにもかかわらず、そういった、郡上おどりの専門の窓口、専門部署がこの郡上市にはないというのが、何か不自然な気がいたしました。

例えば、お隣の美濃市では、美濃和紙の本美濃紙が2014年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。翌年、美濃和紙に関する業務を、庁舎内に美濃和紙推進課というものをつくり、そこが窓口となっております。

美濃和紙伝承千年プロジェクトというものを立ち上げ、技術文化の伝承と、美濃和紙産業、観光

産業を目的とした、美濃和紙伝統保存・文化保存継承協議会というのと美濃和紙産業活性化協議会の、この2つの協議会を2年任期で設置しております。

技術の伝承をしつつ経済効果を上げる、この二本立てのプロジェクトを美濃市で行っております。

郡上おどり推進課は、市内外からの踊りファンを公募し、会計年度職員や再任用短期時間勤務職員、OBの方、そして郡上おどり保存会の方も含め、で、立ち上げ当初は市の職員数をうんと減らし、数名がその指導に当たってってもらいます。慣れてきましたら徐々に減らして、職員を減らしていくというシステムでございます。

400年以上続いている郡上おどりを、さらに今後400年継承していく、400年プロジェクトとして、市民への郡上おどりの継承と保存会の存続の部署と、市内外、世界への宣伝、観光客の誘致、市内の経済活性の、この2つの部署が年間を通して、郡上おどりに関する事業に関わっていくという専門部署でございます。

そのような部署を、私、提案いたしますので、これについての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、失礼します。

お隣の美濃市さんでございますが、従前、和紙に関する業務が、文化関係は主に人づくり文化課、産業関係は産業課、観光関係は観光課と、3つの課で行われていたとのことございました。

平成26年に、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産登録後、観光課に、本美濃紙に関して、歴史であったりとか、文化、伝統、技術、こういった様々な問合せが多く寄せられるようになったということから、美濃市では、美濃和紙を全国にアピールする必要性を考え、そのような業務を一体的に取り扱うこととして、平成27年度の組織編成で、知名度のある美濃和紙を課の名前に採用され、観光課から美濃和紙推進課へ、課の名前を変更されたというふうに伺いました。

このようなお隣の市の取組を踏まえて、郡上市にも踊りに特化した専門部署、郡上おどり推進課を新設できないかとの御提案でございますが、その課にどのような役割を与えるのか、その役割は行政しかできないことなのか、その場合、行政に役割が集中しないか、その結果、負担増にならないか、このようなことを様々な課題について考える必要があるのだろうというふうに考えております。

加えまして、新たに正規の組織を設けるには、その組織を管理監督する職を置かねばならず、また、課を運営するに当たっては、その配下には、業務内容に応じて一定数の正職員を置かなければなりません。責任を持って業務を遂行するためにも、配下職員の全てが会計年度任用職員であったり、再任用短時間勤務職員というわけにはいかないと考えております。

こうしたことを考えたとき、職員確保が非常に厳しい状況からも、新たな部署の設置は難しいと

考えております。

また、本市には、郡上おどりだけではなく、白鳥おどりや白鳥の拝殿踊り、寒水の掛踊があり、さらには踊りだけではなく、雄大な自然を生かしたアウトドアアクティビティ、ウィンタースポーツ、風情ある城下町、郡上鮎、和良鮎などなど、全国や世界に向けて、一定のブランド力を持つ資源が豊富にあります。

このような中で、郡上おどりの推進に特化した郡上おどり推進課の設置は、様々な方面に影響を及ぼし、混乱を招くことも心配されるところでございます。したがって、御提案については、現実的では難しいというふうに考えております。

職員の負担軽減に当たっては、令和6年度は踊りの繁忙期に会計年度任用職員を採用し、事務の一部を担っていただくこととしております。

また、商工観光部だけではなく、これは全ての部に言えることではございますが、業務の繁忙に応じて、部内で柔軟な人員配置を行うことや、会議や予算などの資料づくりを簡素化・定型化し、作成に係る労力というものを省力化していくこと、徹底した事務事業の見直しにより、業務の減量により各部署が自分事として真剣に取り組んでいくことなど、マネジメントをする側の職員が認識し、推し進めていく必要があるものと考えております。

組織を挙げて、こういったことに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 1 番 本田教治議員。

○1 番(本田教治) ありがとうございます。

大変残念な御答弁をいただきました。大変難しいということは、もう重々分かっております。しかし、人件費あるいはそれに関する職員の増加をせんと、やっぱりこれは無理だということは、本当に当たり前のことでございますけども、私たちもほかにもいっぱいいろんな会社、企業さんがあるわけでございます。一体何を考えるかという、やっぱりスタッフの、関わる負担、そしてスタッフのやりがいであったり、いかにこの会社を、市で言えば、この市ですけども、盛り上げていくにはどうしたらいいんだということをもうずうっと協議しながら、ミーティングをし、進めているわけでございますけども、今、私が言いましたこのことは、ちょっと現実的ではないという御答弁をいただきましたけども、いま一度、こういった人件費の、どのぐらいかかるものであるのか、あるいは職員をどのぐらい増やさんという、これはできないのであろうか、かえってそれが本当に、これから職員にとって負担が余計増えることなのかどうかを検証していただきながら、またそれを市民に了解だけしていただければ、こういった、一時、郡上市は職員のかかり減少した経緯がございますけども、また、いま一度、増やしながらも、なおかつこの市にはこの踊りを、今は踊りに関

してですけども、観光立市として市税が増えていけば全然問題ないことだと思いますので、どうかいま一度、また今後検討していただけたらなというふうをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） すみません。本田議員、お話の途中でですけども、ちょっと進行の不具合で可児商工観光部長が、この件についての答弁が通告にありましたので、お願いいたしたいと思います。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） すみません。そうしましたら、負担軽減と、職員の負担軽減という観点もありますが、現在、商工観光部が取り組んでおる内容、議員さん言われました、持続可能な郡上おどりを目指すことということについて、商工観光部が取り組んでいる内容をちょっと紹介させていただきたいと思います。

このことにつきましては、現在、郡上おどり運営委員会では、今年度から組織内に専門委員会を設置いたしまして、郡上おどりについて顕在化してきた課題を解消するための保存活用計画の策定を、来年度、いわゆる今年の踊りシーズン前までには、成案化を目指すべく検討を進めているところでございます。

本計画では、運営体制の見直しのほか、新たな担い手づくり、保存会の組織力強化、地元住民が参加しやすい環境づくり、情報発信の在り方の、この5つの方針を掲げ、これからの保存継承に向けた対策や取組を示すとともに、取組を実行する団体を明確化し、行政だけではなく、関係団体や踊りファンを巻き込んだプロジェクトチームで実践活動を行っていくものとしております。

この運営体制の強化に当たっては、既に令和4年シーズンから、観光協会や商工会、地区住民、地元高校生、踊りファンなど、多くの方々の協力を得まして、案内所での来場者対応や屋形引きの作業など、既に運営スタッフを行政だけに偏らない体制づくりを進めているところでございますので、議員、今、言われましたように、今後もこのような取組をより一層推進していきながら、少しでも職員の負担軽減に結びつけてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 1 番 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。

可児商工観光部長のお話を伺ってから、私の意見を言えばよかったと思います。申し訳なかったです。

今、お話を聞きまして、先ほど市長公室のほうからのとはまた、ちょっと前向きな、いい返答をいただけたなというふうに思います。引き続きよろしくお願いいたします。本当にありがと

うございます。

続きまして、大項目2つ目の、藤井聡太8冠を郡上八幡に誘致できないかという提案でございます。

藤井聡太8冠の誘致が全国で争奪戦となっております。スポーツでもそうでございますけども、8冠防衛戦というのは、その熱量や、ものはテレビとかモニター越しでも伝わってくる真剣勝負、そういった場面でございます。

本市は、特にスキー、スノーボードや相撲が全国レベルにあります。郡上おどり、白鳥おどり、白鳥拝殿踊り、寒水の掛踊、古今伝授といった、歴史的分野にも恵まれております。将棋の会場に違和感なくマッチするのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、その真剣勝負の対局を八幡城で開催する誘致を行っていただけないでしょうか。

対局時には、着物やスーツで行いますけども、このときは着物をいただきながら、その八幡城には、日本刀など、そういったものを展示しながら、特設、そういう部屋の、張り詰めた空気の部屋の中で真剣勝負を行っていただくというものでございます。

対局中は寒かったり暑かったり、そういったことはいけませんので、季節によっては冷暖房の対策を考えなければなりません。また、床のきしむ音やギャラリイがいて騒々しくてもいけません。その日はお城を閉場し、床も養生しなくてはなりません。そういった会場設営は一筋縄にはいかない、そういうものではございますけども、話題性は結構、日本一なものではないかなというふうに思います。

誘致する費用は、同行するスタッフの宿泊料、食事代、交通費などで、数年前100万円から200万円というふうに伺っております。

市内スポンサーを模索し、協賛金を集めれば、誘致費用は賄えるのではないかと思います。

また、藤井聡太氏は、地方の会場へはよく地元の列車を利用する鉄道マニアでもあることから、美濃太田駅から八幡駅、約46.9キロの長良川鉄道を使わない手はありません。もちろん、ファンもかなり移動されますので、1両編成ではなく、3両、4両編成になるかもしれません。

勝負飯にも注目されます。ここ城下町のうな重と、郡上鮎の塩焼きを食べていただきたいと思います。おやつも町内の人気スイーツ店が各店あります。

また、この郡上の子どもたちに夢を与える、この企画がきっかけとなって、郡上市のジュニア棋士が続々と出てくるかもしれません。

以上のことから、八幡城のPR、食のPR、長良川鉄道利用者の増加と、観光立市郡上に一役買うとともに、経済効果はかなり期待できると思います。前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

本田議員御提案の将棋の真剣勝負の対局とは、タイトル戦のことを指していると考えておりますが、このタイトル戦は、御存じのとおり、棋王、王将、竜王、王位、叡王、棋聖、名人、王座の全部で8つございます。藤井聡太8冠は、昨年10月、21歳2か月という若さで、前人未踏の偉業を成し遂げられました。

近年、藤井8冠の活躍によりまして、対局会場になった施設には、開催当日に多くのファンが訪れておりまして、また、藤井8冠の注文した勝負飯には問合せが殺到しているようでございます。

そのために、このような経済効果を狙って、自治体やホテルによるタイトル戦の誘致合戦が活発化をしております、デビュー当時の2016年以降、主催者以外でのタイトル戦に協賛する企業は、年々増加傾向にあるというようなことのようにございます。

本田議員御質問のタイトル戦の誘致につきましては、まず、対局会場の決め方でございますが、その対局の主催者でありますスポンサーが、古くからの伝統など、独自の判断で決定しているのがほとんどでございます。ただし、公募制で会場を決定しているタイトル戦も一部あるようにございます。

一般公募されている対局会場の応募資格や選考条件を見ますと、まず、対局会場は格式ある宿泊施設、歴史的建造物や文化財、地域のランドマークとなる施設などが想定されまして、その会場の要件といたしますのが、12畳以上の対局スペースや8畳から10畳程度の附帯スペースのほかに、最低20畳以上の運営本部事務室または100人から1,000人未満収容の会議室などで行う大盤解説の会場が必要となってくるようでございます。

また、議員お示しのとおり、温度調節が可能な空調設備の設置や静寂が確保される場所なども必要となることから、対局者専用のトイレや洗面所が至近距離にあること、また両対局者の控室が確保されるなど、様々な要件を満たす必要があるようでございます。

このような要件を満たす会場は、主に大規模宿泊施設というふうになってございますが、城郭で対局を行った事例は、京都府福知山市の福知山城と静岡県掛川市の掛川城の2例と少なく、その福知山城では、天守閣だけではなくて、その周辺に仮の仮設の対局室を設置して開催されておりますし、また、掛川城につきましては、天守閣の隣にある既設の二の丸茶屋や周辺の歴史的建造物を利用しておられるようでございます。

このために、仮に郡上八幡城を対局会場にする場合、対局室だけではなくて、広いスペースやトイレなどの様々な条件を満たすことは、相当な仮設費用がかかるということ、また仮設のためにお城を休館する必要があるなど、相当困難ではないかというふうに考えております。

なお、令和4年に竜王戦の誘致に成功いたしました、その福知山市の決算でございますが、こち

らは実行委員会に1,639万1,000円を支出しております。そのうち特定財源は、国の地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなどで1,599万7,000円を賄っておるというようなことでございました。

また、郡上八幡城周辺の宿泊施設につきましても、対局日2日間と、その前日の計3日間は、対局者や関係者20名以上の個室の確保が必要でありまして、受入施設の御理解と御協力というものも必要となってまいります。

また、御提案のタイトル戦の対局会場の誘致につきましては、将棋にゆかりのある御当地ならではの将棋振興に係るまちづくりの方針や活動が重要であると、そういうことが推察されまして、平成30年に、王将戦の誘致に成功いたしました、大阪府高槻市では、江戸時代の将棋の駒が出土するなど、その当時から力を入れていたという歴史的な事実から、現在は、日本将棋連盟に所属の棋士を輩出しているほか、将棋大会や教室など、将棋の文化継承につながる事業などを積極的に開催していることが誘致に成功した要因と考えられております。

誘致に向けては、この高槻市の事例のように、行政だけではなくて、将棋文化に関わる関係者や市民の皆様が、将棋の振興を継続して取り組んでいくという、そんな風土というものが必要であるため、郡上市が目指す、郡上の魅力を感じてもらいたい、何度も訪れていただけるような持続可能な観光の観点から見ましても、単発の集客による観光活性化の視点だけでは、誘客、誘致することは困難であるというふうに考えているところでございます。

このため、藤井8冠の偉業を契機に、郡上市におきましても、将棋を楽しむ方が増えるなど、また、地域が将棋によって盛り上がり、将棋振興を推進する団体によるタイトル戦等の誘致活動の機運が高まるならば、その経済効果を見つつ、どのような支援ができるか検討したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 1 番 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございました。

開催、誘致するにも将棋の歴史であったりとか、そういったゆかりであったり、そういったものは、ちょっと、私、全く考えていなかったもので、今の御答弁伺ったときに大変なことだなと思いましたが、歴史はつくればいいことと思うんで、これをきっかけに、今、部長が言われたように、将棋、これから目指す、関心を持っていただく、そんな郡上市になれば、またええかなというふうにも思いました。ありがとうございました。

最後の一般質問が、何というか、不発に終わったような感じで、ちょっと不完全燃焼で残念な気持ちではあります。

私、4年前に議員としてここへ来たわけでございますけど、そのとき、美濃柴のマツコという犬

を飼うことになりまして、毎回、こういった一般質問だったり、議会に行っておるときには、尻尾を振ったり、あるいはなめてくれたりして、行ってらっしゃいというのに励まされてきましたし、また会社を出るときにはスタッフのみんなが、今日も頑張ってくださいと言ってくれました。

ほいて、まず市役所に着きますと、また受付の方が、おはようございます、そして何回も顔を合わすうちには、頑張ってくださいという、その頑張ってくださいという言葉が入ってきたり、あるいは階段では掃除をされる方々が、おはようございますと、挨拶と同時に、また頑張ってください。それで、今日、後ろに、傍聴にも見えますけども、この4年間ずっと傍聴から応援してくださった方々、その方々も頑張ってくださいということで、本当に僕はよっぽど頑張りが足りんのか、本当に心配な人間なのか、とにかく皆さんの頑張ってくれというその言葉で、この4年間乗り切ることができましたことを感謝いたしますし、市長、副市長、教育長をはじめ、所管の方々、執行部の方々、私の一般質問の、市民の声の答弁をしっかりとってくださいましたことは感謝申し上げますし、そういったことで、ちょっと取り留めない最後になってしまいましたけども、本当にこの4年間、本当にありがとうございました。

これからもこの郡上市のために何らかの形で関わっていきたい、そして、この市民の声に応えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これにて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時45分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（田代はつ江） なお、本日は、2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災において、被害に遭われお亡くなりになった方々へ哀悼の意を表すために、発災時刻の午後2時46分にサイレンが鳴らされますので、議場において皆さんで黙祷をしたいと思います。そのため、午後2時40分からとなっております野田勝彦議員の質問時間を少し遅らせていただきますので、御了承ください。

◇ 田 代 まさよ 議員

○議長（田代はつ江） それでは、3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番 田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いた

します。

今年の1月1日に、能登半島でとても大きな地震が起きました。多くの方々がお亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。また、被災されました方々には、心よりお見舞いを申し上げます。いまだに生活の不自由や上下水道の水が使えなかったり、心の痛みなど、様々な苦労をされているということですが、一日も早く復興されることをお祈り申し上げます。元気な私たちが頑張っていかなければならないことと思っています。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目で2つの質問をお願いします。

子ども政策についてと、食品ロス削減についてです。

初めに、子ども政策についての2つ目の質問ではございますが、保育園、幼稚園、こども園においての防災用ヘルメットについてお尋ねをいたします。

この質問は、私の時間配分が適切にできず、9月の定例会に質問ができませんでした。その上、12月の一般質問も都合が悪く質問をすることができませんでしたので、今回質問をさせていただきます。

昨年の6月定例会の折に、子ども用の防災ヘルメットのことについてお聞きをさせていただきました。

市の回答としては、現在のところ、小中学校には全員の防災ヘルメットが配備してありますが、保育園、幼稚園、認定こども園においては、防災ヘルメットは配備していない、一部の園では防災頭巾が使用されているという回答を頂きました。

私は、郡上市一円の保育園、幼稚園、こども園に意見を伺いました。ほとんどの皆さんが、就学未満児の子どもたちには防災頭巾がよいのではないかという意見を頂きました。その中で、1つの園では防災ヘルメットを使用していました。

防災頭巾がよいのではないかという理由としましては、防災頭巾のほうが子どもにかぶせやすく、自分でもつけやすい、すぐに避難ができる、また保管場所にも困らず、避難訓練にも使用しやすいということでした。

防災ヘルメットにおいては、自分ではかぶりにくい、かさばるので保管が難しい、保管場所に困るなどの意見がありました。ヘルメットを使用されているところでは、頭巾だと、夏などは熱中症になりやすい、保育士の声が聞き取りにくい、3歳以上であれば練習することにより使用できるようになる、保管場所においては環境や条件などがあり一概には言えない、未満児は頭巾のほうがよいと思いますという回答を頂きました。

全体として、保育園、幼稚園、認定こども園におきましては、防災頭巾が適しているのではないかという意見が多くあり、頭巾やヘルメットを使用して防災訓練をすることは、とても大切なこと

ではないかとおっしゃってみえました。

しかしながら、防災頭巾を使用しているところもあれば、使用していないところもあり、園により様々でした。防災のことを考えるのであれば、やはり防災頭巾は備えてあったほうが安全・安心のためにも、意識の向上のためにも、全ての園に配備していただきたいと考えます。

こどもまんなか社会を目指すのであれば、こども家庭庁の体制の中で掲げてある育成部門の中に子どもの安全があります。せっかく掲げられても、予算がないからできないのではなく、大切な子どもの命を守るためにできることを行っていただきたいと思います。

保育園、幼稚園、こども園において、防災時の防災頭巾をぜひとも配備していただきたいと考えます。能登半島で起きた地震のことも考えていただき、御検討いただきたく、市のお考えや対応を担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

防災頭巾は、災害が起こった際に、かぶりやすいとともに、首や肩への負担が少なく、また軽度の落下物などから頭を保護できるほか、火災時には火の粉なども防ぐことができます。耳、首、肩まで保護することができるため、重要な防災用品であると思います。

防災ヘルメットは、防災頭巾に比べて、より強い衝撃から頭部を守ることができ、耐熱性や耐候性がある素材でできているという利点がありますが、価格は防災頭巾より高くなります。

郡上市内において、公立保育園、幼稚園では、こうした備品を配備していますが、私立保育園、認定こども園では配備されていない状況です。

公立園においては、防災頭巾を配備している園が多く、避難訓練の際に、子どもたちがかぶって外へ出る練習をしています。未満児の子どもたちは、まだ自分で防災頭巾を正しくかぶり、速やかな避難ができないことなどから、保育士が避難車に乗せて避難することを想定しています。

私立園では、配備していない理由として、保管場所がないこと、防災頭巾は耳を塞ぎ、保育士などの声が聞こえづらくなる欠点があることを懸念されています。

保育指針では、災害の備えとして、施設・設備等の安全確保において、「備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること」、また災害発生時の対応体制及び避難への備えとして、「火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること」と示されています。

防災頭巾や防災ヘルメットの配備は、義務化にはなっていませんが、各園において、園児の安全確保のために必要な対応を取ることが重要と考えております。

能登半島地震も踏まえて、市の支援、助成の検討をとの御質問ですが、能登半島地震では、貴い

多くの命が奪われることとなりました。地震災害など、突然の災害において、園児の安全を確保するためには、備品の整備とともに、避難訓練の実施など、日頃から防災への意識づけをしておくことはとても重要なことであると思います。

今後、市保育研究協議会等において、公立園、私立園における園児の災害時における安全確保対策について協議するとともに、防災頭巾等の配備に関する意見を伺いながら、購入への支援、助成の必要性について検討したいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。本当に購入される方向で、御検討をお願いしたいと思います。子どもたちも小さいうちから防災のことに関心を持てば、大きくなってもすぐに避難ができるような体制を取れると思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、大項目、2つ目、食品ロス削減についてお尋ねをいたします。

ここでは、小項目で2つの質問をお願いします。

初めに、食品ロス削減の推進に関する法律の取組や周知についてお尋ねをいたします。

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品も含まれます。食品廃棄物は、食品ロスのほか、魚や肉の骨など、食べられない部分を含みます。食べられる食品を捨ててしまうことは、もったいないだけではなく、環境や経済に関わる問題も関係してきます。

日本の食品ロス量は、農林水産省及び環境省推計（令和3年度）によりますと、1年間に家庭系で約244万トン、46.7%、事業系で約279万トン、53.3%となっています。家庭系と事業系を合わせますと、約523万トンにもなります。

この日本の1年間の食品ロス量、約523万トンは、国連WFP——国連WFPとは、飢餓のない世界を目指して活動する国連の食料支援機関として飢餓と闘ってみえます——の1年間の食料支援量約440万トンの約1.2倍にもなります。

日本の食品ロス量は、貧困や災害時の緊急支援など、世界の人々に対して支援される食品の量よりも、日本で廃棄されてしまう食品の量のほうが多いのです。日本の食品ロス量である約523万トンは、国民1人当たりの食品ロス量として換算すると、毎日おにぎり1個分、約144グラムの食品を1年間捨て続けていることになります。

日本の食料自給率は、諸外国に比べて低く、輸入に頼る部分も多いようです。たくさんの食べ物を廃棄している現状を変えていく必要があると思います。

食品ロスが与える影響には、食べられるはずのものが捨てられるだけではなく、ごみの焼却に伴う環境問題も深刻です。水分を多く含む食品の焼却には、多くのエネルギーが必要であり、処理費

用もかかります。

郡上市の令和5年度の焼却用燃料費としての当初予算は、1億4,300万円が計上してあります。また、焼却時には二酸化炭素（CO₂）が排出され、地球温暖化などにも影響を及ぼします。

食品ロスや貧困、地球環境の悪化に関して国際的な関心が高まる中、2015年の国連サミットでは、食料の損失、廃棄の削減などを目標とする持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。2030年までに達成を目指す国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）として、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が示され、各国や地域で取組が始まっています。

SDGsのターゲットの一つに、2030年までに小売消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させるという目標が盛り込まれました。

国では、食品ロス削減の推進に関する法律が令和元年（2019年）10月1日より施行されました。削減目標として、事業系食品ロス、家庭系食品ロスともに、2000年度比で、2030年までに食品ロスを半減にする、また食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にするという目標を立てられています。

目標を達成するためには、一人一人が食品ロス削減に意識を持ち、取り組んでいくことも大切なことと考えます。地球温暖化対策推進においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する目標については、私も質問をさせていただきましたが、市では達成できるのではないかと思います。

しかしながら、食品ロス削減目標においては、市民の方々の周知はなかなかされていないように感じます。私たち一人一人が身近なところから食品ロス削減を意識することが目標達成には不可欠と考えます。

2030年度までに食品ロス削減目標達成のために、どのような取組をされ、市民の方々に周知をされるのか、お尋ねをします。

そして、食品ロス削減の推進に関する法律の中には、内容は幾つかありますが、その中に、食品ロス削減月間は10月であること、食品ロス削減の日が10月30日であることが記されています。昨年の10月には、食品ロス削減に向けてどのようなことに取り組まれたのでしょうか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） それでは、お答えさせていただきます。

食品ロスに関する状況については、議員御指摘のとおりと認識しております。令和元年10月1日に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律では、第13条に、「市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければなら

ない」とされています。

また、令和2年3月31日に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率は、カロリーベースで37%であり、市区町村及び一部事務組合における年間の一般廃棄物処理費用は約2兆円程度であります。また、食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めており、子ども7人に1人が貧困状態と、高水準で、深刻な状況であるとされています。我が国には、もったいないという意識をはじめ、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵み、作ってくれた人への感謝が込められています。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食にも、食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを折りに詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もあります。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関する文化を再認識することにもつながりますとあり、こうした理念を踏まえ、令和5年3月に、郡上市食品ロス削減推進計画を策定しました。

計画の策定に当たり、郡上市の食品ロスに関する実態調査として、生ごみ等の排出の実態を把握するため、家庭から排出される可燃ごみ、家庭系可燃ごみと事業所から排出される可燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査を実施しました。

その方法は、令和4年の7月、9月、12月の3回、環境省が示す家庭系食品ロス発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書に準じて、300キロから400キロ、サンプルとして取り出し、可食部、いわゆる食ロスに当たる部分と、不可食部、調理くず等、その他可燃ごみに分別し、さらに直接廃棄、袋ごと廃棄するもの等と、野菜や果物の皮など、調理の過程で除去されたもの、食べ残しについても分類し、種別ごとに重量測定を行うとともに、賞味期限、消費期限についても確認をしました。

調査の結果、家庭系可燃ごみでは、食品廃棄物が約40%を占め、その内訳として、調理くずが32.1%、直接廃棄が5.4%、食べ残しが2.3%、その他の生ごみが1.1%の結果となりました。

直接廃棄の内訳としては、100%残存（手つかず食品・食材）が4.3%と最も高く、こうした部分にも食品ロス削減の余地があることが分かりました。

計画の目標といたしましては、1つ目に、食品ロス発生量と、2つ目に、食品ロス削減に取り組む市民の割合の2つを設定しました。

1つ目の食品ロス発生量については、郡上市における食品ロス削減目標を国と同様に、家庭系、事業系ともに、2000年度比で、2030年度までに食品ロス量を半減させることを目指すこととしました。

数値としては、組成調査で判明した可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を基に、2000年度の食品

ロス量1,558トンと2030年度に779トンとすることを目指します。

2つ目の食品ロスの削減に取り組む市民の割合について、国の食品ロス削減の基本方針では、食品ロス問題を認識して削減の取組を1つ以上行う消費者の割合を80%としておりますが、計画策定の基礎調査として実施した食品ロスに関する意識等のウェブアンケート438件の回答結果から、郡上市では既に95%の市民が取組を実施していることが判明しましたので、国を上回る3つ以上の取組を100%の市民が実施することとしました。

計画では、冷蔵庫内の整理のポイントや、郡上ルールの「2010運動」、3きり運動のコラムを含め、消費者、事業者、関係団体、行政の役割として実践していただきたい取組等について掲載しております。

また、食品廃棄物を削減する方法として、ダンボールコンポストについても紹介をしております。市では、生ごみの堆肥化を促進するため、コンポスト機材の販売やコンポスト容器及び電気式生ごみ処理機の購入に対する助成を行っております。

また、民間のコンポストアドバイザーの協力を得て、コンポスト講習会を実施しております。これまで、コンポスト機材はピートモスともみ殻燐炭を原料としていましたが、輸入品であるピートモスの代わりに市内の菌床シイタケ農家から出る廃菌床を活用できることが実証できたことから、郡上市産の材料のみを使用したコンポスト機材を「さくさくコンポ」として普及したいと考えております。

それから、郡上北部の小中学校の給食の調理くずや食べ残しを堆肥化するため、大和中学校に業務用のバイオ式ごみ処理機を導入いたしました。出来上がった堆肥は、学校の菜園や地域の花壇などで活用し、ごみを資源として再利用する循環システムの構築を目指すとともに、環境教育を推進することとしています。

御質問の中の食品ロス削減月間である10月の食品ロス削減に関する普及啓発の取組といたしましては、10月7日に開催されました円空のふるさと2023美並秋まつり、10月27日に開催されました「GUJO OUTDOOR WEEK 2023」、10月28日に開催されました郡上八幡ふるさとまつりの3つの行事に参加し、食品ロス削減や郡上もったいないプロジェクト（通称Gumotta）のPR活動を行いました。

また、広報郡上10月号において、環境省ホームページの食品ロスポータルサイトへのリンクを添付した食品ロスを啓発する記事を掲載したほか、12月号では、食品ロスに関する特集を2ページにわたり掲載しました。

また、タウン誌「GUJOプラス」7月号で、ダンボールコンポストの普及啓発に関する記事を掲載しました。今後も、郡上市食品ロス削減推進計画が市民に浸透し、市内の食品ロスを含む食品廃棄物の削減につながるよう周知に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。食品ロス削減月間のことについては、いろんなことをやっていただいておりますこと、本当にありがとうございます。

また、食品ロス削減の2030年度までに半減するということも、本当に目標ではなく、実際そうなっていけますように、意識としては皆さんすごいあるように思いますので、本当にやらなければならない、このままではいけないという意識を基に、目標達成を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小項目2つ目です。

郡上もったいないプロジェクトなどの食品ロス削減の取組についてお尋ねをいたします。

市では、食品ロス削減として、郡上もったいないプロジェクト（通称G u m o t t a）を立ち上げ、食品店及び家庭等から排出される食品廃棄物の削減に取り組んでみえます。G u m o t t a登録店で食事を完食した場合やごみ拾いの実績に応じてポイントがたまる仕組みで、市役所で配布しているまんぷくぷく手帳にポイントをためていき、30ポイントためると、郡上市オリジナルマイバッグと交換できるようです。

まんぷくぷく手帳は、今はこのように小さくなっておりませんが、一番最初に、まんぷくぷく手帳ができたときは、このようなちょっと大きめのまんぷくぷく手帳でしたが、今はこのように小さくなっておりますので、市役所の入り口のところにも置いてありますので、皆さん御利用していただきたいと思います。

それで、オリジナルマイバッグなんですけど、ちょっとお借りをしてきましたので、お見せしたいと思います。こちらのタイプの大きさとこちらのタイプの大きさの2種類のタイプで、色は9色あるそうです。30ポイントためると、どちらかのバッグが頂けるそうです。

そのまんぷくぷく手帳には、食べきりポイントとお掃除ポイントがあるようです。このポイントの説明をしていただきたいと思います。

そして、せっかくのオリジナルマイバッグですが、なかなか浸透していないように感じます。郡上もったいないプロジェクトの進捗状況をお尋ねいたします。

また、食品衛生法などの規制もあろうかと思いますが、外食時の食べ残しを持ち帰ることが当たり前の社会にできたらと思います。食べ残しを持ち帰る方は、ほとんどないように思われます。食べ残しの持ち帰りが当たり前になり、お店などで御飯の量が選びやすくしていくなど、もったいないプロジェクトがより浸透していけるようにしていただきたいと思います。

郡上もったいないプロジェクトがこれからより一層浸透していくための取組や、そして周知はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） では、お答えさせていただきます。

市では、令和3年度から、議員御説明のとおり、飲食店及び家庭等から排出される食品ロス削減と地域美化運動の推進を目的として、郡上もったいないプロジェクトに取り組んでおります。

1つ目の御質問のポイント獲得の仕組みにつきまして説明します。

まず、食べきりポイントを獲得するためには、G u m o t t a 登録店で1,000円以上の食事を完食することで1ポイント獲得できます。登録店では、料理を注文する際に、苦手な食材を入れないでであったり、御飯の量を少なくしてなど、食べ残し防止につながるよう要望に応じていただけます。

1回の食事では、1人1ポイントを上限としており、例えば、まんぷくぷく手帳を持った4人が5,000円の食事を完食した場合、4人は1ポイントずつ獲得できます。

また、4人が3,000円の食事を完食した場合は、4人中3人が1ポイントずつ獲得できます。

この食べきりポイント付与対象者は、郡上市民に限定しておりません。市外の方でも参加が可能となっております。

また、G u m o t t a 登録店は、郡上市ホームページまたはまんぷくぷく手帳のQRコードから検索できるようになっており、現在の登録店は49店舗となっております。

次に、お掃除ポイントの獲得方法です。

お掃除ポイントは、ポイ捨てなどの不法投棄物を45リットルの袋、市指定の可燃ごみ袋（大）に半分程度拾っていただき、市役所環境課または各振興事務所へお持ちいただくと、1ポイント獲得できます。

その際、不燃物については、どんな袋でもよいので、分別して持ち込んでいただくこととしており、市指定のごみ袋を使用された場合は1枚を新品と交換いたします。家庭のごみが混入していると判断した場合は、持ち帰っていただくとともに、ポイントは付与しませんので、注意をお願いします。

また、環境課では、お掃除ポイント獲得への参加者が少ないことを課題と捉えており、その要因の一つとして、拾ったごみをその都度、市役所または振興事務所へ持ち込まなければならないことが手間であると考えられます。市民の皆様が手軽にお掃除ポイント獲得に取り組んでいただけるよう、昨年12月から、ごみ拾いSNS「ピリカ」に投稿することで、お掃除ポイントが獲得できるよう、制度を拡充しました。

ごみ拾いSNS「ピリカ」でのポイント付与条件は、次のとおりです。

まず、アプリをダウンロードして登録します。獲得できるポイントは、1日1ポイントで、月に3ポイントを上限とします。ごみ拾い後に拾ったごみの写真とともに、拾った場所と時間等を投稿

していただきます。拾ったごみは各自で処分をお願いします。ついでのとくに、市役所または振興事務所の窓口でスマホの投稿履歴画面を提示していただくことでポイントを付与します。ごみ拾いのたびに窓口に来ていただく必要はありません。

また、お掃除ポイントの付与対象者は、郡上市民に限定します。食べきりポイントと違って、お掃除ポイントは、市外の方は対象外です。まんぷくぷく手帳に食べきりポイントとお掃除ポイントの合計で30ポイント獲得された方は、Gumottaのロゴの入った郡上市独自のおしゃれマイバッグと交換できる仕組みとなっています。

マイバッグは、国内外で多数の支持を受けているメーカーのBAG ‘n’ NOUNと共同開発したもので、サイズはLとM、カラーは9色の中から選んでいただけます。見本となるバッグを登録店にも設置してPRをしており、これまでに50の方がバッグをゲットされています。

また、外食時の食べ残しの持ち帰りにつきましては、郡上市食品ロス削減推進計画の消費者の役割の中に、「外食の際、料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰りましょう」と示してあります。

また、郡上もったいないプロジェクトを市民の方に浸透させるための取組といたしましては、郡上北高校との食品ロスの削減に関する連携協定を結んでおり、北高の食品ロス減らし隊と協力し、郡上ケーブルテレビで食品ロス削減をテーマとした行政情報番組を制作したり、食品ロス減らし隊の発案で、月ごとに食品の保存方法のアイデアを掲載した「みんなではじめの一步！食品ロス削減カレンダー」を作成し、市内の全中学生に配布もしました。

また、今後も市内で開催される各イベントでの周知活動や広報郡上、タウン誌、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用して、食品ロス削減について周知を継続するとともに、商工課が所管する郡上ふるさとコインとのコラボレーションなどについても検討するなど、アイデアを駆使して、市民の皆様により親しみやすい取組となるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。Gumottaにおきましては、御説明をいろいろしていただきまして、市民の方が参加できる場合も参加できない場合もありますので、本当に皆さんにより周知をしていただき、行っていただきたいと思います。なかなか持ち帰りということが難しいというか、先日もちっとテレビを見ておりましたら、あるタレントの方がお米作りに関わることをされまして、それで御飯を食べに行ったときに、御飯がどうしても食べれなくて、どうしようかどうしようか、それにラップをもらおうというのがすごい恥ずかしいから、どうしようかとすごく悩んでみえて、でも、もったいないということを考えると、恥ずかしいなどと言っとる

場合ではないということで、お店の方にラップをくださいと申し出され、そして、どうぞどうぞと、せっかくですからお持ち帰りくださいというふうに言われて、本当に気持ちよく持ち帰れたというお話をしてみえました。

本当に物を大事にするということは、皆さんがもったいないんやなということを定着させたり、そうやって持って帰るということが本当に当たり前になるような社会をつくることも大事だと思いますので、そんなことも含め、また北高の皆さんがもったいないプロジェクトでいろいろやったださることに、本当にいつも感心させられるなと思いながら見させていただいております。

これからも、焼却炉に対してはいろんな燃料費とかも重なることも思い、もったいないということも皆さんが周知していただけるように、環境課でも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

すみません。それと、ちょっとまた前後になるかと思いますが、この2月の節分の折に、恵方巻きを皆さんよく食べられるような習慣になっておりますが、その恵方巻きの廃棄金額が13億円ほどになるということをニュースでやっておりました。本当に、その1日か2日のために13億円のもの廃棄されるようになるということは、本当に、これは日本人全部が考えなきゃいけないことだと思いますので、郡上市からもそういったもったいないんやということを発信できるような市であっていただきたいなと思いますので、そんなことも含め、より一層もったいないを重視してやっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

すみません。ちょっと時間を残しましたが、私の本日の質問は以上となります。本日は、御丁寧な回答ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

（午後 1時36分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 森 藤 文 男 議員

○議長（田代はつ江） 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男。

○7番（森藤文男） 7番、森藤です。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は大きく2項目であります。少子化に伴う子育て支援施策についてと、そして、日置市政4期16年を振り返ってというふうな項目で質問をさせていただきます。

それでは最初に、少子化に伴う子育て支援施策についてを質問させていただきます。

厚生労働省が先月に発表した人口統計の速報値であります。2023年は出生数が75万人ということで、過去最少ということでもあります。前年度対比でいうと5.1%減、昨年は80万人ということがありました。

政府も少子化対策案ということで、子ども・子育て支援金の創設を柱とした少子化対策関連法案が国会にも提出をされました。また、郡上市の予算ですが、子育て支援を強化するというふうな予算の配分もされております。

私は市民の方に、一体この国のレベルではなくて、郡上市の生まれたお子さんが平成16年からどんなふうにして推移をしているかということ、よく市民の方に報告をします。これはまず知ることが大事だと思って報告をさせていただいています。平成16年、376人。これが減っていきまして300人を切ったのが平成の26年です。また減りまして200人を切ったのが令和3年、187人です。令和4年が173人です。令和5年はまだ1か月を残しておりますが、この2月までで154人です。154人を11か月で割ると、1か月当たり14人になりますので、14人を154人で足すと、おおよそこれの見込みですが、令和5年度は168人でないかというふうな予想がされます。

これを各地域別に、もう私はちょっと把握はしているんですが、せめて令和3年、4年、5年の数字だけは皆さんに知っていただきながら、各地域では人口減少というのがこれほど危機迫っているのだということは、市民の皆さんにはまず理解をしていただくためにも、こういった数字は報告をさせていただいております。

令和3年、4年、5年で恐らく一番減っていくのが、白鳥町が令和3年が61人、令和4年が70人で一番増えていましたが、令和5年が現時点で48人ですので、恐らく白鳥町が一番お子さんが少ないのではないかと。あとの地域はほぼ微増というふうな、そんなような状況です。

こんな状況であるので、私は少子化というところに少しフォーカスを当てて質問を、今回は考えてまいりました。郡上市にはこの「わわわ」というふうな冊子があります。これは平成の27年4月1日のものでありますが、毎年です。いろんな改正等ありますので、こういったことでいろいろ出ておりますが、これが最新です。これは母子手帳を渡すときに、これもお渡しするというふうなことであります。

私はここで中を見させていただくと、これは非常にええなと思います。というのは、中身を見てみると非常に内容も時系列や教育、福祉などの区分もされて、これは部課も超えて、本当にこれは総合情報誌としてすごく重要な役割を私は担っていると思います。私は、この冊子の中にもいろいろと事業名もたくさん載っていますので、大変参考になる情報誌だと思います。どんどんPRをしていただきたい、そう思いますし、私は、これは自慢できる、誇れると思っていますので、私はこの「わわわ」も踏まえて、情報誌としての発行の経緯、これ郡上市のアプリにもあります。今、若

い世代は携帯を使われますので、こういったアプリを活用していただくことが最近は増えていると思いますが、こういったアプリにも非常に掲載されておりますので、こういった郡上市アプリの情報提供の経緯を踏まえて、自慢、誇れる施策をまた執行部の方には答弁いただきたいと思います。

また、今後の発行とか発信の展開についても伺いたいので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、情報誌としての発行経緯や、郡上アプリでの情報提供の経緯等の御質問にお答えをさせていただきます。

子ども子育てに関する事業は、教育委員会、児童家庭課、健康課等で実施してきましたが、情報が一本化されておらず、市民の皆さんに十分認識されていない状況がありました。こうしたことから、平成20年度、子育て支援センターの設置をきっかけに、市の子育て情報をまとめた冊子を作成することになりました。

タイトルについては、支援センター職員が話し合いを行った結果「輪になって、和やかに、笑い合う子育て応援をしていきたい」という願いを込め、さらに、優しさを加えるために平仮名表記として、「わわわ」安心子育てガイドブックとしました。

当時、他市が発行してきたものを参考にしながら、子育て支援センターが中心となって、郡上市独自の紙面構成を検討しました。妊娠の時から子ども子育てに関する情報を提供したいという思いから、母子手帳発行時や健診時を利用して、妊娠した全ての人にお渡しするようにしました。また、転入された方には転入手続きの際にお渡しをしております。

この情報誌のおかげで情報が一本化され、子育て世代に最新の情報を届けられるようになりました。情報不足は孤独感や不安感を高めるため、分かりやすい情報提供は安心した子育て環境につながり、まず、妊娠・出産時からの切れ目のない支援の一つとして情報提供を行い、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指してきました。

わわわ安心子育てガイドブックは、毎年内容を更新しながら発行しております。年々情報量が多くなり、令和5年度では68ページとなりました。多くの情報の中から自分が求める情報が検索しやすいように、子育て支援ガイドとして教育・健康・福祉に分けて支援内容の一口説明を掲載するなどの工夫をしています。毎年情報を集めて内容の修正を行いながら発行することは大変ではございますが、行政サービスの向上となるよう、心がけて取り組んでおります。

また最近、電子媒体での提供を希望される方が多くなったため、ホームページや郡上アプリでも情報を見られるように対応しています。郡上アプリでの情報提供のきっかけは、令和4年12月に白鳥地域で実施した市長とのふれあい懇談会に出席された、子育て中のお母さん方からの提案によ

るものです。さらに、トップページに子育て情報とともに赤ちゃんマークを入れることによって、一目で子育ての情報だということが分かるようになり、検索しやすくなったと好評を得ることができました。

今ではどの自治体でも子育てに関する情報誌を作成していますが、郡上市では比較的早く取り組んできました。わわわ安心子育てガイドブックの特徴は、各部署の事業に加え、県内の子育て相談機関の情報、市内各地域の公園マップ、独り親家庭等への支援、子どもが病気になった時のことなど、子どもに関する情報を網羅しております。

また、子連れ防災について早い時期から記事を掲載しており、防災意識の向上にも取り組んでおります。

誇れる施策や今後の発行・発信の展開についてとの御質問ですが、3人目のお子さんが小学校に入学するまで、毎年10万円分の郡上市共通商品券を支給し、子育て応援と商業振興を併せて推進するがんばれ子育て応援事業や、乳幼児から高校生までの医療費の無料化、3歳未満児の保育料の負担軽減、市内の中学3年生を対象に命の大切さを学ぶ赤ちゃんふれあい体験などは、他市に負けない誇れる施策であると考えております。

今後の展開については、社会の急激な変化により家庭環境は多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。子育てについて不安や孤独を感じている家庭が増加しており、個々の家庭の頑張りの努力だけでは対応できないものがあります。子どもの健やかな成長のためには、地域・市民・行政の連携が不可欠です。安心して子どもを産み、健やかに子育てができるように、地域・市民・行政をつなぐ手段として、わわわ安心子育てガイドブックの発行を継続し、輪になって、和やかに笑い合う日々の子育てを応援していきたいと思います。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。誇れる郡上市独自の「わわわ」という情報誌またアプリ、十分活用していただきたいと思います。

私は当時というか、議員になって2か月たつてない時期にこれを見まして、中にその公園が紹介されていたので、31か所ありました。全て回って写真等も撮って、執行部の方にも今こんな状況なんです、というようなこともお知らせをさせていただき、たまたまテレビを見たら、東京都江戸川区、ここが公園の先進地というふうなことがありましたので、まだ議員になって2か月もたっていないのに、江戸川区のほうにお邪魔をさせていただいて、延べ10人ぐらいの方が、2か月ぐらいの新人議員に丁寧に対応していただいたので、大変恐縮した思いがありました。

しかしながら、そういったことを参考に、八幡町にある神明公園のトイレも本当に立派なものに、こういったところにも執行部の方には尽力をしていただき、地域の若いお子さん連れが公園に遊び

に来るときには、非常に好評だというふうなことは伺っております。

今後も引き続き、先ほど健康福祉部長、行政サービスの向上というふうなことをおっしゃいましたが、本当にこれは肝になるというふうなことでありますので、今後どうぞよろしくお願いをします。

続いて、少子化に伴う子育て支援施策に関連しての2つ目の質問ですが、人口減少、少子高齢化社会での幼少期、小中高期、あと高校期の各時期における施策は、第2次総合計画の健康福祉、これは今ほど田口健康福祉部長に御答弁いただきましたが、教育、文化、人づくりの7つの柱立ての中の分野別の施策で、どのように重点的に投資という形で位置づけられているかというのを伺いたいと思います。

皆さん、御存じかとは思いますが、米百俵という故事を知っておられるでしょうか。米百俵は幕末から明治初期にかけて、長岡藩の藩士小林虎三郎による教育にまつわる故事であります。この故事は目先のことにとらわれず、明日のために行動する、未来を担う新しい世代を育む思想の源泉となりましたということです。

当時、小林虎三郎が藩士をこのように諭したそうです。国がおこるのも、滅びるのも、町が栄えるのも、衰えるのも、ことごとく人にある。だから、人物さえ出ていれば、人物さえ養成しておけば、どんなに国が衰えようとも、必ず国は盛り返せるに相違ないのだ。俺は堅くそう信じる。こういった信念の下、私はこのたび学校を建てることに決意したのだ。米100俵も、食えばたちまちなくなるが、明日の教育のために当てれば、米100俵、1万俵か100万俵にもなると言ったか分かりませんが、多分もうちょっと熱弁を振るったと思いますが、そう言って藩士を説得をさせてというふうなことであります。

私は、この本市の財政規模の実情、また特色、強みなどを生かして、あれもこれもといった、そういうことを追求することから、あれもこれも、ではなくて、あれかこれかを選択・集中して、知恵を絞り、創意工夫を図るべきだと思います。

今後の施策として、事業の歳出の優先順位を検討する際に、私はこの投資概念を導入することが重要で、投資がなされるのは、それで生産的な活動が行われ、その結果として将来に大きな成果をもたらすことが期待できるからであります。人材育成、人材確保などには、この人的資本への投資、人の創造性を伸ばすための教育や訓練に対しての公的資金を配分し、こういったことに重点を置くべきではないかというふうにして思います。これが、郡上市の総合計画に、教育、文化、人づくりの分野別の施策において、どのように重点的に位置づけられているのかお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

第2次総合計画の目標4には、香り高い地域文化と心豊かな人を育むまちとあり、教育分野の目標と方針、施策が書かれております。教育分野への投資は、未来をつくる子どもたちへの投資でありますので、まさに未来への投資であります。

目標4の項目は、未来を考えた人への投資について書かれていると言えます。質問内容にもありましたが、郡上市の財政規模を考えますと、選択と集中という視点が大切であり、教育分野においても提案した全ての施策が、未来への投資だからといって実施できているわけではありません。厳しい財政状況の中でも、絶対必要なものであると判断されてきたものだけが残ってきていると思います。

その中でも、郡上市の教育の一番の特徴は、郡上学の推進に表れていると思います。目標4の方針5には「郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え、行動する郡上学を推進します」とあります。郡上の豊かな自然や文化、それに携わる地域の人と出会う学習を通して、故郷の自然や文化、人のすばらしさを実感し、郡上で育ち、暮らしてきたことに愛着と誇りを持てるように、郡上市内での自然体験や文化体験、出前講座等が各学校の特色に合わせて行われております。鮎の友釣りやラフティングなどの自然体験、郡上踊り講習、短歌作成・朗詠講習、雅楽の演奏などの文化体験、郡上の未来を考えるGOOD郡上プログラムなど社会参画体験など、郡上の自然や文化を体感し、魅力的な郡上市の大人たちと出会い、生き方を学ぶのが郡上学であります。本年度、郡上高校の4名の生徒が探究学習の成果として、全国観光甲子園で見事最優秀賞を獲得されました。

探究学習とは、自分たちが考えた課題、テーマに合わせて、自ら情報を集めて追求していく学習であり、市内小中学校の総合的な学習の時間を中心に行われております郡上学そのものと考えております。郡上高校の4名の生徒は、八幡町の小学校で子ども踊りのタベや、郡上本染、鯉のぼり製作体験、ラフティング体験などを行ってまいりました。中学校では、友釣り、マイ下駄づくり、全校で浴衣を着て旧庁舎記念館で踊るゆかたDAYなどを体験し、郡上大好き、郡上踊り大好きを明言するほど郡上好きだと聞いております。その郡上を心から誇りに思っている生徒たちが、地域の大人たちと協力して考えた2泊3日の観光旅行だからこそ、全国で最優秀賞を取ることができたと考えております。

未来を見据えた人への投資は、1年、2年で成果が上がるものではありません。郡上学は平成21年で始まって以来、その活動の目的や意義を語り継ぎ大切に継続されてきたからこそ、ここまで身を結び、多様な個性や能力を開花させ、たくましく共に生きる郡上人の育成につながってきたと言えると思います。

また、全国学力学習状況調査の結果でも、郡上市の子どもたちは、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますかの質問に対して、あると答える子どもたちの比率が全国や県を大きく上回っております。総合的な学習・探究学習は世界的にも注目を浴びており、OECDの

成績上位国は探求学習を取り入れているところが多く、探求学習・総合的な学習の充実を図る上でも、郡上学への投資は、郡上市の子どもたちを育てる上で欠かせない未来への投資であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(7 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7 番（森藤文男） ありがとうございます。答弁の中に郡上学という大変重要なキーワードも出てまいりました。これは後ほど、日置市長に答弁を求める機会がこの後ありますが、その中でも郡上学というふうなことがちょっと出てきますので、また紹介はさせていただきたいと思います。

私はもういずれにしても、こういった将来の郡上を担う、そういった子どもたちへの、ハードの面もそうなのですが、そういったソフト面、そういった投資ということが、これがゆくゆくは、高齢化というところの歯止めにもつながっていくのではないかというふうにして思います。

なお、教育次長の答弁の中にもありましたが、すぐ効果が出るとか、成果が出るとかというようなこともございましたが、やはり短期的にすぐ効果が出るものとか、やはり今後、中長期的に考えていけないといけないというふうなことも当然ございますので、そういったことをよく見極めながら、投資というふうな概念を重点的に持ち込んでいただきたい、盛り込んでいただきたいというふうにして思います。

先ほどちょっと「わわわ」のことで、少し紹介し忘れたんですが、雑誌とアプリにも紹介をされておりますが、スーパーにも置いてあります。これが買物に行ったときに見かけたんですが、これが2月号です。この中には裏に、2月子育てカレンダーということで、八幡地域、美並地域、明宝地域、和良地域、白鳥地域、大和地域、高鷲地域で、それぞれの後ろには日程が載ってございし、ちょうどこれが3月号、これ同じなんですが、裏にも同じく各地域の行事等がこういうふうにして書かれて、情報の発信もされております。至るところでこういうふうにして尽力をいただいているということですので、少しでもこういった資料が子育て世代、また親御さんに目につくようにPRを引き続きしていただきたい、そういうふうにありますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど米百俵と小林虎三郎の話も少し触れさせていただきましたが、市内の図書館では高鷲の図書館と白鳥の図書館、八幡の図書館、これは私は八幡の図書館で、この1冊が調べたらございましたので、八幡の図書館でお借りをしました。返却日は23日なので、全部はまだ読んでいませんが、23日までには必ず納期を守りたいと思います。

では、皆さんも恐らく注目をされているであろうと思われる2つ目の質問であります。

日置市政4期16年を振り返ってということで質問をさせていただきます。

1期目の市政に臨むに当たり、日置市長は3点、自らの使命ということで上げておられます。

1点目が、市民みんなが一体感の持てる公平、公正な市政を推進する。2つ目に、誰もが安心して

住み続けられる元気な郡上をつくる。3つ目に、必要な仕事は進めつつ財政の健全化を図る。この3つが自らの使命であると深く心に刻みました。そして一貫してその使命感の下、諸政策を推進してまいりました。2008年、平成20年4月11日からスタートということであります。

皆様には資料としてタブレットのほうを御覧いただきたいと思いますが、これは2008年、平成20年3月24日の新聞の記事であります。郡上市長選、初当選の日置氏抱負というふうなことであります。この中には、期待の大きさに身の引き締まる思い、全力で頑張ります。喜びに沸く支持者を前に抱負を語りました。無投票という結果は民意としてありがたいと思うと同時に、投票で100%の信任を受けたわけでないことも謙虚に受け止める、壇上で挨拶をされました。

あと、民間との連携を生かした行財政改革、産業振興などの施策についての考えを示したほか、郷土の歴史、文化、自然、経済を含めた郡上学といったものを構築したいということで、ここで郡上学という言葉が出てまいりました。当時市長が64歳ということですので、私が今ちょうど64歳、当時の市長と私は同級生ということで、こういった懐かしい新聞の記事が出てまいりましたので、少し紹介をしながら質問をさせていただきました。

まず、日置市長の現在の心境について伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

まず最初に、前の質問で米百俵というお話をされました。私も今の長岡市へ行ったことがございまして、その関係のゆかりのあるところも尋ねたようなこともございます。戊辰戦争でやはり、いわゆる東軍についた長岡藩が、家老河井継之助の指揮の下、激烈な小千谷戦争という官軍との戦いをして、御承知のように敗れたわけですが、その復興ということで、恐らく私の記憶によりますと、長岡藩の親戚に当たる藩から米百俵を支援のために送ってきたと、こういうことだったと思います。それが、いわゆる大変飢えて厳しい生活をしておりますから、領民とか恐らくお侍さん、藩士たちもそうでしょうけれども、それをすぐ食べられるように分けてくれ、ということを当時の大参事小林虎三郎にこわ談判に行ったところ、先ほどお話になったようなことで、これは教育に使うというお話だったと思っております。

その関係でつくられた、まさに長岡藩の復興、再興のシンボルという形でつくられた教育機関からは、多くの、例えば山本五十六をはじめ多くの人材が輩出したと言われております。非常に大切なことだと。こういうことはやはり、教えられるのは、必ずしも目の前のことだけでなく、そういう展望の上に立った施策というものが需要だということを示しているのかというふうに思っております。

さて、今、新聞をお示ししていただきました。もう忘れておりましたが、この写真を見て、あまり変わらないと見るのか、あるいは当時は若かったなと見るべきか、ちょっとよく分からないとこ

ろがありますけれども、確実に16年間の年は取ってきたなというふうに思っております。

振り返るに当たって、やはりお話がありましたように、こうした立場に立つ者が心すべくことは、1つは初心を忘れずということで、その使命というものをしっかり忘れずに、誠実にそうしたものを追求していくということではないかというふうに思っております。

お話にありました、市民がこの一体感を持てるように公平公正な市政を展開する、あるいはそうした一体感を持つために、先ほどお話があった市民の皆さんが合併する前の個々の7つの地域のことだけでなく、郡上全体のことをよく知り、そして郡上全体のことを考え行動するというようなことが必要だという意味で、その郡上学というものを提唱させていただきました。

それから2つ目は、やはり今も昔も変わりませんが、安全で安心な住み続けられる郷土、そしてそれが元気であるということが必要だということで、2つ目のそうした安心して住み続けられる元気なふるさとをつくりたいということも掲げさせていただきました。

そして、当時は合併直後、合併してすぐの4年間、裕前市長さんをはじめ第1期の担われた市議会の議員の皆様方も本当に御苦労されての次のステージであったわけですが、その中で大きな課題としては、財政問題というものがございました。これについては、先ほどもお話がありましたように、必要な仕事はしながら、しかし財政の健全化ということを図っていくと、こういうことを掲げさせていただいたわけであります。

今、これから申し上げることは、もう16年間もたってしまいそうなんですから、その振り返りということはどうだったのかということと、それから今なおもって、現時点において私が考えている課題の認識ということ、そしてそれは当然次の市政へ引き継いでいかなければならないというふうに考えておりますが、そんなことと、後は私としては全ての皆様に感謝したいということをお願いしたいと思います。

まず、その3つの使命ということを掲げていろんな施策をやってきたわけですが、総括をいたしますと、例えば、一体感の持てる郡上あるいは公平公正な市政というのは、私的にはそのために細心の配慮をしてきたつもりであります。これはまたそれが実現できたかどうかということ、また市民の皆さんの判断に委ねたいというふうに思います。例えば、郡上市は、新市建設計画ということで、できるだけ合併した7つの町村が、対等に発展していくための枠組みというものつくられておりました。そうしたものをできるだけ守りながら、そしてまた、時の課題に応えてきたつもりであります。

そういう意味で、私が最近嬉しかったことは、美並の振興事務所を、7つある役場庁舎の中で最後になったんですけれども、さつき苑のほうへ移して、いわゆる耐震化という意味では安心した事務所をつくることができた。このことはずっと心に引っかかっておりました。明宝、和良等の庁舎の新築、あるいはその他の庁舎の大幅な耐震改修というようなものがなされてきた中で、大変長

い間お待たせをしましたけれども、何とかこの任期ぎりぎりの中でそうした措置が取れたと。しかし、それを、場所を移転するということについては、大変地域の皆様の中には御不満もあったかもしれませんが、大きな理解をいただけてきたというふうに思っておりますが、そんなことを考えております。

また、郡上の一体感ということでは、先ほど来お話がありました、最近の高校生の活躍であるとか、いろんなことの中で、郡上をやっぱり愛する、郡上愛というものに燃えた若い人たちも育ってきているなというようなこと。あるいは郡上かるたというものをつくっていただいて、そうしたものを媒介にして、郷土意識というものが小さなお子さんたちから育てられているなというようなことも感じております。

2番目の柱の、安心して住める、元気な郡上と。

これについては、いろいろと施策をしまいいりまして、一定の成果はあったと思いますが、最近のとても激しい人口減少というようなものの中では、意余って力足らずというか、施策を十分には効果のあるものとして推進してこなかったのかなというような反省も持っております。

3番目の仕事をしながら財政の健全化を図っていくと。

これについては、これもいろいろですけれども、思うところがありますが、一つは、体制的には平成17年度ぐらいの大変ピークにあった市債残高を、今日でほぼ、おおむね半分ぐらいにできたというあたりのところで、少し一定の努力はしてこれたかなと。しかし、今これから向かおうとしている財政の局面は、また再び大きなプロジェクト等がございまして、厳しいものがあるというふうに認識をいたしております。

いずれにしても、そういうことで、この与えられた任期の中で力の限り尽くしてきましたが、それでもなお努力の不足している部分もあったかなというふうに思っております。

ちょうど最初に就任させていただいたとき、長いこと地方自治をやらせていただいたので、こういう立場を与えられたのは私としては本懐であると、本望だというようなことを申し上げました。そのとき頭にあったのは、昭和初年に金解禁であるとか、軍縮とかいろんなことをやりました浜口雄幸という首相がおられました。この人は昭和5年に、不幸にして東京駅で狙撃をされて、6年に亡くなられたという方ですが、この方の高知県の生家の玄関のところには、ちょうどその狙撃をされて、体の療養をしている、昭和5年の12月ぐらいの句だそうです、一つの句があるそうであります。それは「なすことのいまだ終わらず春を待つ」、こういう句だそうですけれども、私も16年間もやらせていただいて、何を言っているかと言われるかもしれませんが、やはりしかし、今新しいいろんなDXだとか、地球温暖化だとかさまざまなものが、新しい課題も次から次へ出てきているという中で、やはりなすべきことは山ほどあるという中で職を去るということでございます。そういうことでありますので、本当に次の執行機関、議会の皆様方にも、本当に心からよろしくお願

いをしたいということであります。

また、先ほど申し上げましたが、この16年間、何とか健康で走らせていただいたのは、皆さん方、市民、議会、そして市の職員、これは最初の鈴木副市長、青木副市長を含め、職員の皆さんが懸命に私を支えていただいたおかげだというふうに思っております。家庭においてもいろいろ支えていただきましたけれども、そんなことで感謝をしながらと思っています。

最後ですけれども、何とか来月の10日までが任期で、今日から勘定してちょうど31日間でございます。1か月です。私、ずっとこの何年間か、あるいはこの4期目というような形で、何とか陸上競技でいうと、トラックを走っていて、最近は最後の直線コースを走って、何とか元気でテープを切りたいというようなことをイメージしておりましたが、最近少しいメージが変わりました。私がやっているのはマラソンではなくて、駅伝であるというふうに思っております。駅伝で次の走者にたすきを無事、しっかり渡せるように頑張っていきたいというふうに思っております。

全ての皆様にお礼を申し上げながら、感じていることの一端を申し述べさせていただきました。ありがとうございます。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。私は2016年、平成28年、2期8年だけ日置市長と御一緒させていただきました。本当にこれまで、私も今日が2期8年の区切りということで、一般質問は2期8年では最後なので、日置市長には本当にお疲れさまでした、また本当にありがとうございましたと申し上げたいです。

最後に一言というか、一つだけエピソードだけを紹介させてもらおうと、以前の席で、日置市長に、私の一般質問は野球に例えるとどんな感じですかと質問させていただいたときに、二塁打と答えていただいたので、ツーベースというのはこれ、私にとっては結構すごいなと思って、私としては非常に高い評価を頂いたというふうにして思っています。また機会がありますので、今回の質問は野球に例えるとどんなのかなということをまたお聞きしたいというふうにして思っております。

では、時間がちょっと過ぎて申し訳なかったですが、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、午後2時46分に黙祷をした後、会議を再開したいと思いますので、午後2時45分までに議場にお集まりください。

(午後 2時33分)

○議長（田代はつ江） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時47分）

◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今、黙祷を捧げさせていただいたんですが、思い出せば私は母親を介護しておりまして、二人一緒にこたつに入って、あのテレビのちょうど悲惨な状況が放映されまして、唖然としながら見ておるだけという状況を思い出しました。こうして黙祷を捧げさせていただくと同時に、先ほど7番議員の市長への質問を合わせますと、この辺でピリオドを打ったほうがいいのかなと今日は、そんな気になりました。私、ちょうど先ほどの市長の御答弁の中に、なすべきことは山ほどあると、そしてその後のほうには、これはマラソンではない、駅伝であると、そういうことで後へつなぐという意味でも、後からまた市長のほうにも伺いたいと思いますので、ぜひとも後へおつなぎをいただきたいと思います。

質問事項1点目。昨年の3月議会、ちょうど1年前ですが、このときも同様の質問をさせていただきました。会計年度任用職員等の今回は労働条件を中心にとということで伺います。前回はどちらかということや任用や報酬の決定の仕方や再任用、一定の期間を得られた方の再任はどうなっているのかということ伺ったんですが、今回は市として賃金、市の予算の名前で言いますと、これは報酬ということになりますけども、そういう面を中心に伺いたいと思います。ベースとなる数字をちょっと伺いたいんですが、1号の会計年度任用職員の全職員に対する比率、1年ではさほど変わっていないと思いますけども、昨年は35.5%だったという話がありますけども、今年はどうなっているのでしょうか、全職員に対する比率。それから同じく会計年度職員の中で、男女別の人数とその比率を先に伺いたいと思います。同時に賃金についてですが、第1号の会計年度任用職員のうちの行政事務職Aという、一番賃金としては低いところですけども時給950円。同じくBにつきましては970円というふうに市の規則の中にはありました。これは実は過去形で言ったほうが正しいんですけども。これは950円は御存じのように、岐阜県の最低賃金の数字であります。私がこの質問を思い立ったときには、こういう数字が書いてあったんですが、昨年の10月に大きな改定があったということもありますので、その後どのような賃金になっているのか。これも併せて伺いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、会計年度任用職員についての御質問でございます。

郡上市では、地方自治法の改正に併せまして、条例、そして規則を定めまして、令和2年度からそれまで主に日日雇用職員として勤務をいただいております方を、会計年度任用職員として任用をしているところでございます。会計年度任用職員には、パートタイムで勤務をいただいております第1号会計年度任用職員と、フルタイムで勤務をいただいております第2号会計年度任用職員の2つがございます。いずれも年度ごとにその職の必要性を判断し、任用をすることとしております。

それでは、御質問の点について御回答を申し上げます。

初めに、第1号会計年度任用職員の全職員、これは第1号会計年度任用職員、第2号会計年度任用職員、そして正職員、合わせた数に対する比率でございますが、ただ、第1号会計年度任用職員の中にいろいろな勤務時間の方がいらっしゃいますので、共済組合の加入要件の1つであります週の労働時間が20時間以上の方ということで算定をいたしまして、お答えをさせていただきたいと思いますが、令和2年から少し遡って申し上げたいと思いますが、令和2年が31.1%、令和3年が30.6%、令和4年が31.6%、令和5年が31.7%でございます。

そして2点目でございます。男女別の人数と全体の比率と言いますか、割合ということでございますが、こちらも令和2年度からお願いをいたしますが、413名の会計年度の方のうち、男性が54人、13.1%、女性が359人、86.9%、令和3年度ですが、409人うち男性55人、13.4%、女性354人、86.6%、令和4年度、合計426人うち男性65人、15.3%、女性361人、84.7%、令和5年度、422人うち男性60人、14.2%、女性362人、85.8%となっております。

そして、第1号会計年度任用職員のうち、時給を996円としている職員、これは先ほど御紹介がございましたように、行政事務職Aというところに区分をされている者でございますが、この996円、行政事務職Aという者は、一般的な事務補助に従事していただく職種となります。御紹介がございましたように、950円の県の最低賃金が示されたことから、これを改正いたしまして、また、この改正に当たっては、郡上市の職員の給料表を基に算定をするというような、そういう方式の中でこの算定をさせていただいて、996円という数値を出させていただいております。ちなみに職員がこの996円を適用している職員でございますが、令和5年4月1日現在では、422人うち、この時間給996円の職員は67人となっております、第1号会計年度任用職員に対する比率としては15.9%となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） かなりの部分で改善が進んできていると思います。報酬ですね、金額の引き

上げも。それから今回も上程されております、過去にも実施されています期末手当、あるいは今回は勤勉手当も入ってきまして、そういう点でも大きな改善がされてきていると。これは本当に嬉しいことで、私は大歓迎すべきことだと思っております。

ただ、やっぱり今伺いましたように、圧倒的にやっぱり女性の方の比率約8割ぐらいは、こうした職は女性が多いということ。これは常識的と言っていますが、普通にあり得ることであって、取り立ててそれが不思議ということでは、あるいは不当であるということではないんですが、ただ、今から伺いたいのは、そこにちょっとメスを入れていかなきゃならんのではないかという観点であります。

2つ目の質問に入りますが、市が待遇改善に向けて積極的に主導する、そういうことに対する意義をどのように判断するかという、抽象的でお答えにくいような質問なんですが、よく言われるように、労働力も商品の一つである。したがって商品は需給の関係で言えば、供給が少なければ値上がりし、供給が多くなれば値下がりし、需要が多くなれば値上がりするという、需給の関係で賃金が決まるのが大原則なんです。昨今は原則どおりにいかんのが、いろんな場面で増えてきております。よく、特にここ二、三年は人手不足とか人材不足という言葉を目にするんですが、そうであるならば日本の賃金は、本当に右肩上がりに上がっていくべきところであります。ところが御存じのように日本の労働者の賃金は、名目賃金で言いますと、横ばいかやや右上がり。まあ、あまり上がっていないんですね。実質賃金では実は下がっている。これが日本の労働市場における賃金構成であります。労働力が不足しているならば、上がっていくところがなぜ上がらないのか。このことは政府自身も結構気にしているようですので、最近は経済団体などの会合で首相が自ら賃金を要請する、お願いをする、どうか賃金を上げてやってくださいと。どれほどの効果があるのか、中にはもう、よし分かったというそういう企業があるかもしれませんが、これを企業単位であなただけの責任で上げてくださいよというのは、大変無理があるのではないかと。やっぱり政治的な仕組みや制度でもって変えていかなければならない。まあこの最低賃金というのはそのために非常に重要なてこになるわけですが。

そんなことも含めて、さて上がらない原因は何か。これはいろいろな要因があると思います。一般的にこんなことはよく指摘されております。まずは女性労働力の問題です。そして女性の労働者に対する賃金の問題。長い間日本の労働慣行として、今でもそうでしょうけど、女性の労働は男性の補助的な労働という観点が強いと言われております。実際これは多いかと思いますが、そういう観点なんです。ですから、女性の賃金を低く抑えることによって、実は男性も引き下げられている、全体として低賃金の構造ができているとよく言われるんです。これは実はいわゆる先進国と言われているような国々の中では、そういう傾向の強い国ですよ、日本が。もう一つは、隣の韓国もそういう傾向が強い。だからこの2か国は労働賃金がなかなか上がっていかないんです。ただ、

最低賃金は最近、韓国のほうが上回っていますけどね。そういうところがまず第一点です。

それからもう一つ、私たちこの郡上市も考えていただきたいこととして、非正規公務員、会計年度任用職員のことでしょうが、非正規公務員の待遇の低さと言いますか、これがよく指摘される。というのはつまり、公務員の賃金報酬というのは、民間の方からすれば一つの指標になっていく。公務員賃金を横目で見ながら、民間もそれに習っていくという傾向があると言われます。ですから、一方で逆に公務員賃金は給料も含めて、例のラスパイレス指数という民間との格差のバランスというのも問われるわけですので、非常に難しいところのバランス取りがあるんですが、そういう点でも公務員賃金が民間を含めて賃金を導くような主導をしていくという観点は、私、大事ではないかと思うんです。

今回、昨年来、こういう形で非正規雇用の方々の賃金が、あるいは報酬が改定されてきたということは、私はそういう点では大いに歓迎すべきことである。そんなふうを考えるんですが、これから、今後この郡上市のそういう賃金体系を考えるときについて、市が賃金体系を主導するという考え方について、市長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

最近の様々なエネルギー価格の高騰であるとか、物価の高騰、こういういわゆる生計費の引き上げと言いますか、高くなっているということ。その中で、なんとか一般の働いている人たちの賃金、給与、こういうものを引き上げる、それが必要だということは、最近特に強く言われてきているところであります。確かに郡上もそうなんですが、なかなか思うようには上がっていないというのが御指摘のとおりかというふうに思います。しかし、例えば郡上市の産業の特徴として、製造業においてはいわゆる下請けが多いというようなことから、発注者である大きな企業から、いろんな部品の発注であるとかそういうようなものが、最近の生計費とかいろんなものの高騰というものを、必ずしも反映した価格で注文がなかなか来ないと。自らのところは、かなり大企業は、最近は少し賃上げということをやってまいっておりますが、そういういわゆる大企業からの下請け、こうした構造の中で上げたくても上げられないんだと、こういうことがあると思います。それからもう一つは、郡上市内でも、いわゆる卸売、小売というような御商売をやってらっしゃる方もいらっしゃいます。こういう方々も、従業員の方に、賃上げというか、引き上げていこうとすれば、それは何にその原資を求めるかということ、商品の価格に転化をして、今までは幾らでしたけども、こういうことからという形で価格を改定しながらやっていかなければいけない。しかしその価格の改定、転化をすると、今度は郡上市のようになかなか、やはり今度は所得水準の低いと言っても過言ではないと思いますが、そういうところの消費者が買い控えとか、それだけ高いと買えないよというようなことになって、いわゆる卸小売の人たちも、そういう形で商品の価格を適切に設定することによ

って、従事者の賃金、給与を引き上げるということにちゅうちょせざるを得ないと。こういう、やはり経済構造の中ではなかなかこうした問題は難渋しているんじゃないかと思います。ただ、今、政府のほうも一生懸命になっておりまして、一定の給与を引き上げた場合には税額の控除をすると、その引き上げ率に応じてですね。そういうような税制も始めておりますので、そういうものはやはり商工会等を通じて、こういう制度はありますよと、大いに活用してくださいよということは言う必要があろうかというふうに思っております。

そして今、お話しがありましたように、郡上の賃金、給与の低さを、私たち市の雇用している会計年度任用職員の1号とか2号とかそういう非正規の職員の給料が、郡上市の賃金の水準を引き下げるその要因だというふうに思われるかもしれませんが、これについては私は少し、これは当たってない部分もあるのではないかというふうに思っております。いろいろハローワーク等でやはり求人を見てみますと、おおむね郡上市の幅を持って求人をしておられますので、必ずしも決めつけるわけにはいきませんが、郡上市のそういう会計年度任用職員の給料等が著しく低くて、そのために郡上市の給与水準は低いんだと言われるほど低くはないだろうというふうに思います。これは、御承知のように地方公務員法のほうにも、地方自治体の職員の給与は、これは正規も非正規もそうですけれども、国や他の地方公共団体や、あるいは民間の事業の従事者の給料というものを十分考えて、その均衡の上に設定しなきゃいかんということでありまして、要は法の求めるところはそういう他の基準と比べて、言わば高からず低からずというところをやはり設定しなさいということだろうと思います。そういう意味で郡上市の場合は、正規の職員も、あるいは会計年度任用職員も、いわゆる国の人事院の勧告、おおむねこういうものに沿って行っておりますので、郡上の民間の人たちからすると、いや郡上の地域の民間の企業はそれほど高くないよと、逆に言うと税金で賄われている市の職員、会計年度任用職員も含めてそちらが高すぎるんじゃないのと。私らは、じゃあそのためにそういう公務員の給料を払うために、どれだけ苦労しとるのか知っとるか、まあ言われなくてもないというところで、非常にこの一定の水準を設定するのには、やはり細心の注意は必要だというふうに思っています。ただそういう中で御指摘のように、著しく低く設定されているために、そのために民間の給料、賃金の下へ引っ張っているというような状況にはしないということは大事なことだろうというふうに思っています。このことの一つは、先ほどもお話しありましたように、令和6年度から勤勉手当の支給が始まったということでありまして、これは今年の予算査定で実は私も迷いました。何か月分にするかということについてですね。それで正規の職員と同じように勤勉手当の月数を計算しますと、2.05月分ということです。しかし、いわゆる再任用の職員の勤勉手当の率を習うとすると、0.975ということで、ほぼ一月分違ってまいります。したがって、所要の給料にいたしましても、正規職員並みに払うとほぼ1億7,000万円ぐらいかかると。それに対して、いわゆる再任用の職員の0.975でいくと、8,000万円ほどで済むという言い方はおかし

いんですが、まあそういうことで、その中に差額が8,900万円ほど生じてしまうということです。財政当局等は、どちらかというと、まず最初ですから0.975でどうですかねというようなこともいろいろ気持ちとしてはあることは承知をいたしておりましたが、私はやはりここでこういう問題がどうしても改善をされていかないと、地域のますますさっきおっしゃったようなことになるので、無理してでもここは正規の職員並みの月数でいきましょうよというふうにして決めました。

結果を見てみますと、21市分の中で郡上市のように正規の職員と同じ月数の2.05月分を措置したところは、全体で27のうち8市だというふうに聞いております。そのほかのところは、再任用の職員と同じ額でまず滑り出すというようなことでございます。私、そう判断させていただいたのは、国の会議等も言ってましたが、国のほうもぜひやはり再任用の職員の条件も改善してやってくれと、そのためには地方財政対策としても一定の金額は措置するというふうにおっしゃったので、まあそういうことですね、これはちょうど消防団員の手当のことを思い出しまして、本来3年でやる予定のを最初1年目は滑り出したんですが、ほとんどのところがやってしまったというようなことで、2年目に2年分も3年分も一緒にやったというようなことがありましたので、そういう轍を踏まないように、それで苦しいけどそれでいこうよということにさせていただきました。

また、いわゆる昨年度の給与の改定についても、会計年度任用職員についても改定をいたしました。これについても、多くの団体が改定はするけれども、それは今年の4月からと。去年の4月までからの遡及適用はしないという団体も大分ありました。それもいたしました。去年の4月からの遡及適用をいたしました。ということで、可能な限りあまり突出した郡上市のそういう、例えば非正規の職員のそういう雇用条件が、郡上市の民間のそういうものを突出して引っ張っていく、ぐいぐい引っ張っていくというほどではないけれども、可能な限りの措置はさせていただいたと。そしてそういうことがやはりこれからも大切で、これだけ人口が減っている中で、なるべく外へ行かないようにということをしている中で、人件費を削るということは、ある意味では郡上市で暮らしにくくしているということにもなりますので、この点はやはり留意しなきゃいかんというふうに思っています。従来からの財政の概念からしますと、義務的経費と称して人件費、それから扶助費、交際費というものは、できるだけ低く抑えるのが財政運営のコツだと言われていましたが、今やこういう状態になってくると、人件費というものも、先ほども議論がありましたけれども、やはり未来に対する投資、人的投資の一つでもあるということは、しっかり認識をしながら対応していく必要があるというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 詳細な御答弁をありがとうございます。私は今のお話を伺いまして、これは本当に次へのまさしくバトンになるというふうに伺いました。先ほど私も伺いましたことに郡上市だ

けが取り分け低くてということはちょっと私申し上げておりませんので、一般的に日本全体として非正規の職員の報酬、賃金というのは低く抑えられていると。そういう中で、郡上市としてはどういう努力ができるのかと、それを伺ったんですが、今伺いましたように報酬についても、遡及をしながら10月には改定されると。本当に私はこれは歓迎すべきことだと思います。また同時に、今御説明ありました勤勉手当の件も、本当に私は英断だと思います。ぜひとも今後もそういう視点を持っていただいて、手厚く考えていただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問ですが、在宅高齢者の交通費助成事業の利用状況はどうなっているんでしょうかという質問であります。

これは郡上市のホームページからちょっとコピーをしてきたんですが、大きな字でお年寄りの方にも読みやすいようにということだと思いますが、この説明の中の2つ目に、利用できる人というので5つの条件が書いてあります。全部読むのもなんですので、一番ポイントは、2つ目のこの制度が外出するときに外出用のタクシーの乗車券などの補助が受けられるという条件ですね。これを利用できる人は、要介護認定で要介護3から5の認定を受けている人。要介護で3から5というと皆さん大体イメージできると思いますが、大体自分ではなかなか動けない方だと思います。誰か介助がいるんじゃないかと。それから2つ目に、介護保険料の所得段階が第1から第3の方という条件です。ですから非常に、御高齢の方や、あるいは手や足が、特に足が不自由な方で、なおかつ介護認定のほうで3から5ということは、経済的にも大変な方という条件になるかと思います。そこでこの条件を利用できる方、すなわちさっき言いましたように、要介護3から5でなおかつこの認定が第1から第3までの段階までの方は、一体どれくらい郡上市にいらっしゃるんだろうか。それに対してこの制度を利用された方はどれくらいあるのでしょうか。また、お一人当たりの利用限度は1か月4万円ということですが、これに対して上限になっているのか、あるいは上限はどの辺までか、平均的な助成額。利用されている方の助成額はどれくらいなのか。最後にはちょっと感想적입니다けれども、この制度の利用について多いのかな、少ないのかな、どういうふうにお考えかなということ。要するにこの制度はどのように利用されているかということを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

在宅高齢者交通費助成事業は、家庭において送迎することが困難な高齢者の外出に係る交通費の一部を助成する事業です。対象者は、今議員からもありましたが、市内で在宅生活をされる高齢者のうち、要介護3以上で住民税、非課税世帯に属する方となります。令和5年度における利用者は11人です。

在宅高齢者交通費助成事業は、令和3年度、令和3年8月から開始した事業となりますが、開始当初、予算算出に当たりましては、利用条件に当てはまる要介護3以上、非課税世帯で施設入所されていない方400人のうち、家族送迎の見込み、訪問介護の利用やほかのサービス、あるいは制度の利用などを考慮して、想定していた利用人数は25人でした。実情としては、想定半数弱の利用者数ということになっております。

平均的な助成額については、年間一人当たり4万4,000円程度です。利用頻度や利用距離により個人差があり、令和5年4月から1月末まで10か月間の累積助成額は、最も利用頻度が高い方で40万円、最も少ない方は1,400円となっています。申し上げましたとおり、現状の利用人数や助成金額については、事業開始当初の想定との比較においては少ない状況と捉えております。

そのため、市内の居宅介護支援事業所を訪問して、ケアマネジャーに聞き取りを行いました。その結果からすると、利用が少ない理由としては、家族の力を借りた送迎、あるいはボランティア移送の利用、訪問診療の充実といった状況があるのではないかと考えております。この事業は開始から2年ほど経過したところですので、引き続き状況を見ながら、今後の在り方について考えていきたいと思っております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) ありがとうございます。最後に、利用がちょっと少ないのではないかと。大勢の方が家庭で高齢の生活をしていらっしゃる、400人ほどいらっしゃるということは、その中の想定される方が25人ということですから、いろんな条件で差し引いていくと、それほど対象、想定者は多くはない。でも、11人しか使われていないということは、なかなか使いにくいのかなという観点があるわけです。ただ、この制度の導入の意図と、ちょっと私が今から申し上げるこの意図は若干ずれておりまして、この今の制度はどちらかというと介護を受けていらっしゃる方々が不便を感じないようにと、介護対策と言ってもいいかと思うんですね。私は実を言いますと、周囲の方からいろんな話を伺う中で、実はこのタクシー補助というのは、この前コロナが始まった辺りですか、タクシー補助券というのがありましたですね。これは別にそんな条件はなくて、一定額の補助をタクシー利用者にはすると。もっともこれは交通事業者が目的ですから、ちょっと事情が違いますが、ただ、あれを経験された方はとてもありがたかった、都合良かった、嬉しかったと、こういうお声がたくさんあったんです。それはなぜかと言いますと、半ば寝たきりの状態、あるいはそれに近い状態よりも前で、なおかつ免許証を返還したとか、自分では車の運転ができなくなった。さりとて自転車は危なくてしょうがない。また電動カーというのですが、ゆっくり行かれる方にもお金はかかるし、あまり安心な通行の仕方ではないということも考えると、本当に通院とか、あるいは公共施設、あるいは振興事務所に出かけるとか、こういう要件のときには困ってしまわれるん

ですね。本当に足がないんです。一般的にそういう方は、家族に送迎してもらうのも普通なんですが、ただ老夫婦だけで似たような状況の方は一步も運転できないと。かといってお子様とかお孫さんとか運転できる方がいらっしゃる方は、せいぜい土日はひよっとしたらオーケーかもしれませんが、病院の空いてる時間帯に送迎ってのはまず難しいですね。自ら仕事を持ってみえますから。ですから本当に一番困ってタクシーを使わなきゃならん方は、実はこういう要介護3以上ではないんですね。それ以前の方がそういう事情の中にいらっしゃるんです。そういう意味で、大いに利用したい人が利用できるようなシステムを、これ改造していったらいいなと思うのが、この質問の内容であります。時間もありませんが、手短によろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、最初に在宅高齢者交通費助成事業の目的についてお話をさせていただきますと、ストレッチャーや車椅子を利用されるなど、身体的に移動が極めて困難な在宅の高齢者の方を対象として、通院など生活上欠くことができない外出の機会に発生する経済的負担を軽減することを目的としております。

一方で、この事業の対象とならない方で、議員が例として挙げられました。運転免許証を返納された方で、自転車や電動カーに乗れない、そして単身などで家族の送迎が期待できない高齢者の移動の困りについても重要な課題として認識をしているところであります。

市内における運転免許証返納者は、令和3年度において133人、令和4年度には114人等、近年は100人台で推移しており、60歳以上の方が大半となっています。免許返納者に対して郡上市では、市が運行する自主運行バス、事業者が実施する路線バス、長良川鉄道の利用料金を2年間半額とするなどの優遇措置がありますので、十分に御利用していただきたいと思っておりますが、なかなか十分な支援として行き届いていない現状も把握しています。また、タクシーや福祉有償運送も重要な個別輸送の手段として認識しています。それぞれ事業者が努力して運営をされていますが、市内には利用しづらい地域もあり、現状としては十分な社会資源とは言い切れないと思っています。

こうした状況がある一方、現在、郡上市においては、ボランティアタクシーによる移動支援が高齢者の移動を支えつつあります。白鳥町石徹白、白鳥町那留、和良町鹿倉で実施されておりますが、住民の熱意と助け合い、支え合いの精神、そして地域のニーズのきめ細かな把握に基づいた活動であり、今後拡大していくことを期待したい有力な移動支援策であると受け止めています。高齢者の移動については長年の課題であり、公共交通においては地域の要望にお答えする形で路線延長を行ったり、公共交通の乗り方について周知する機会を設けるなどの対策を取ってきましたが、広大な郡上市において、きめ細かく地域住民の皆さんの移動の困りを解決していくことに非常に難しさを感じてきました。そのような中で、先に述べました地域のニーズにあった支え合いによる移動支援の取組は非常に重要だと考えています。今後はこのような取組が広がり、そして長く継続できるよ

うな手だてについて、団体や地域住民の皆さんと考えるとともに、自動運転などの技術革新やライドシェアなど規制緩和の状況を踏まえながら、今後どういった手段をもって高齢者の移動支援を充実していくことができるかについて検討していきたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） そうですね。本当にこういう問題は1本、2本、こんな少数の方法では対応できませんので、多様なやっぱり仕組みをつくって、多様な力を利用していくことも大事だということとは御説のとおりだと思います。どうかそういう御努力もお願いしたいと思います。ただ、この補助率は、先ほどお話しいただいた補助率のような高い率、高いのかな、ちょっと分かりにくいですが、あんなでなくてもいいと思うんですよ。もっと低い補助率で結構ですので、もっと拡大して利用できるような仕組みをぜひとも考えていただきたいと思います。

いろいろと詳細な御説明をありがとうございました。じゃあ、私はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時27分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員